

平成26年第6回にかほ市議会定例会会議録（第1号）

1、平成26年8月26日第6回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	佐々木	完	2 番	渡部	幸悦
3 番	佐々木	雄太	4 番	佐々木	正明
5 番	奥山	収三	6 番	伊藤	知
7 番	伊藤	竹文	8 番	飯尾	明芳
9 番	市川	雄次	10 番	佐々木	弘志
11 番	佐々木	平嗣	12 番	小川	正文
13 番	伊東	温子	14 番	鈴木	敏男
15 番	佐々木	春男	16 番	宮崎	信一
17 番	加藤	照美	18 番	佐藤	元
19 番	佐藤	文昭	20 番	菊地	衛

1、本日の出席議員（ 20 名 ）

1 番	佐々木	完	2 番	渡部	幸悦
3 番	佐々木	雄太	4 番	佐々木	正明
5 番	奥山	収三	6 番	伊藤	知
7 番	伊藤	竹文	8 番	飯尾	明芳
9 番	市川	雄次	10 番	佐々木	弘志
11 番	佐々木	平嗣	12 番	小川	正文
13 番	伊東	温子	14 番	鈴木	敏男
15 番	佐々木	春男	16 番	宮崎	信一
17 番	加藤	照美	18 番	佐藤	元
19 番	佐藤	文昭	20 番	菊地	衛

1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 伊東 秀一 班長兼副主幹 加藤 潤
主 事 須田 拓也

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 均
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長	齋 藤 洋
農 林 水 産 建 設 部 長	佐 藤 正	商 工 観 光 部 長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏 春
教 育 次 長	齋 藤 榮 八	ガ ス 水 道 局 長	高 橋 元
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	須 田 一 治
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 課 長	齋 藤 義 行
財 政 課 長	佐 藤 正 之	防 災 課 長	土 門 保
税 務 課 長	渋 谷 憲 夫	子 育 て 長 寿 支 援 課 長	佐 藤 リ サ 子
建 設 課 長	佐 藤 信 夫	商 工 課 長	山 田 克 浩
教 育 総 務 課 長	池 田 昭 一	監 査 委 員	佐 藤 正 行

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成26年8月26日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市政報告
- 第4 報告第3号 専決処分の報告について（専決第6号）
- 第5 報告第4号 専決処分の報告について（専決第7号）
- 第6 報告第5号 継続費精算報告書の報告について
- 第7 議案第68号 教育委員会委員の任命について
- 第8 議案第69号 教育委員会委員の任命について
- 第9 議案第70号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第10 議案第71号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第11 議案第72号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第12 議案第73号 平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）
- 第13 議案第74号 にかほ市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第75号 にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 第15 議案第76号 にかほ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

- 第16 議案第77号 にかほ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 第17 議案第78号 にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第79号 にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第80号 平成25年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第81号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第82号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第83号 平成25年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 議案第84号 平成25年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 議案第85号 平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 議案第86号 平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26 議案第87号 平成25年度にかほ市ガス事業会計決算認定について
- 第27 議案第88号 平成25年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第28 議案第89号 平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）について
- 第29 議案第90号 平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第30 議案第91号 平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について
- 第31 議案第92号 平成26年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 第32 議案第93号 平成26年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第33 議案第94号 平成26年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第34 議案第95号 平成26年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）について
- 第35 議案第96号 平成26年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第36 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第37 議提第10号 事務検査に関する決議について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成26年第6回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日は、佐藤代表監査委員の出席をいただいております。

なお、本日、報告第6号が追加提出されておりますので、本日9時30分から議会運営委員会を開会しております。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、8番飯尾明芳議員、9番市川雄次議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。伊藤知議会運営委員長。

【議会運営委員長（6番伊藤知君）登壇】

●議会運営委員長（伊藤知君） おはようございます。8月19日に議会運営委員会を開催し、平成26年第6回にかほ市議会定例会に上程される議案の要旨の説明を受けました。

当定例会に上程される議案は、専決処分報告が3件、教育委員の任命2件、固定資産評価審査委員の任命3件、条例制定が6件、歳入歳出認定が9件、各補正予算関係が9件の計32件です。

議案第68号及び議案第69号教育委員の任命については、人事案件ですので申し合わせにより、質疑終了後、討論を省略し、本日、無記名投票、採決を行います。同じく議案第70号から議案第72号の固定資産評価審査委員の任命に関しても、前議案と同じく、質疑終了後、討論を省略し、本日、起立採決を行います。また、後ほど提案いたしますが、議提第10号事務検査に関する決議も、本日、質疑、討論を行い、採決を行うことと決しました。

なお、教育委員の任命に関する質疑は、議案第68号及び議案第69号の2議案を一括質疑といたします。

議案第70号から議案第72号の3議案を一括質疑といたします。採決は個々に行います。

各議案の付託は、お手元に配付しております案により、総務常任委員会には議案第78号と議案79号の2議案、教育民生常任委員会には、議案第74号から議案第77号及び議案第81号から議案第84号、議案第90号から議案第92号の11議案、産業建設常任委員会には、議案第85号から議案第88号、議案第93号から議案第96号までの8議案、一般会計決算特別委員会には議案第80号、一般会計予算特別委員会には議案第89号の審査をお願いいたします。

陳情に関しては、陳情文書表のとおり、陳情第7号を教育民生常任委員会に審査をお願いいたします。

以上により、各委員会日程を、付託日を含めて五日間といたしております。

一般質問は12名でありましたので、9月1日に4名、2日に4名、3日に4名を割り振りいたしました。計3日間といたしました。

本日、本会議、翌日は平和記念戦没者追悼式、翌々日には全国都市監査委員会があり、当議会選

出の監査委員も出席のため、27日から29日まで議案調査といたします。一般質問後の翌日は議案調査日とし、本平成26年第6回にかほ市議会定例会は、本日8月26日から9月18日までの24日間とすることに決しております。

また、先ほど議長から報告ありましたとおり、本日、追加議案があり、本日の9時30分より議会運営委員会を開催いたしました。

追加議案は、報告1件と陳情3件であります。陳情第8号は総務常任委員会での審査とし、陳情第9号及び陳情第10号を産業建設常任委員会の審査といたします。

追加議案に関しては、日程変更をせずに、先ほど申し上げた日程で審査をお願いいたします。

以上、報告を終わります。

●議長（菊地衛君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月18日までの24日間に決定しました。

日程第3、市政報告を行います。これを許します。初めに、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今日からの9月定例会、よろしく願いをいたします。

それでは、最近の市政について申し上げます。

初めに、普通交付税についてであります。

平成26年度の普通交付税は52億1,717万8,000円と算定され、前年度確定額に対し3.2%、1億7,464万円の減となっております。

当初予算では、基準財政収入額及び需要額の増減を加味し、前年度と同額の49億円を計上したところであります。

この度、交付額の決定に伴い、その差額3億1,717万8,000円を増額する補正予算を計上しております。

市税の状況について申し上げます。

7月末における調定額は、個人市民税で、対前年度比5.1%減の約9億3,500万円、法人市民税は、対前年度比57%減の約9,380万円となっております。

また、固定資産税については、対前年度比0.4%減の約13億5,900万円となっております。

法人市民税の減額は、TDKグループの決算が確定し、TDK-EPC株式会社の確定法人税割額が前年度に納付された予定法人税割額を下回ったことから、当初予算で見込んでいた税割額に差異が生じたことから、これらに係る補正予算を計上しております。

離職者の再就職状況について申し上げます。

7月末現在、市内主要企業の生産拠点・再編に絡む関連企業の離職者は、にかほ市・由利本荘市、両市全体で722人となっており、このうち再就職した離職者は549人（離職者の76%）、求職活動中が33人（離職者の5%）となっております。

にかほ市在住の離職者は423人で、このうち再就職した離職者は、前回の報告時より20人増え312人（離職者の74%）、求職活動中が26人（離職者の6%）となっております。

一方、ハローワーク本荘管内の有効求人倍率は、上昇傾向にあるものの依然として低迷しており、6月末現在で前月比0.02ポイント増の0.5倍となっております。

全国平均の1.1倍と比較して0.6ポイント、秋田県の平均0.9倍と比較して0.4ポイント下回っており、県内で最も低い地域となっております。

高校生に対する求人状況と雇用環境についてであります。

来春、高校卒業予定者に対する求人受付は、6月20日よりハローワークで開始されております。

ハローワーク本荘での受付状況は、7月末現在で、求人数が前年同期に比べ152人（143%）増の258人、求人を提出した事業所は、30事業所（75%）増の70事業所となっております。

これは、県内の景気回復基調により、採用意欲が高まったことに加え、ハローワーク、県・市・高校の合同による採用枠拡大と早期求人要請の効果が、あらわれたものと考えております。

また、来春、高校卒業予定者の就職希望者は、県外が109人、県内が139人となっております。

次に、市内の経済状況についてであります。

4月から6月までの本市景況調査によると、前年同期と比較して「悪化」が20社、「好転」が16社で、「悪化」が「好転」を上回っており、今後の業況見通しにおいても「悪化」が18社、「好転」が8社となっており、4月以降の消費税増税の駆け込み需要の反動が影響しているものと思われま

す。しかしながら、全国的な景気動向の判断は、個人消費の落ち込みは和らぎつつあり、緩やかな回復を続けておりますので、今後、当地域での景気回復を期待するものであります。

製造業については、「好転」と「悪化」が6社対7社で、消費税増税前の駆け込み需要の反動や原材料等のコスト高が影響し、収益状況が悪化しておりましたが、今後の業況見通しにおいては6社対3社となっており、回復基調が見受けられつつあります。

一方、建設業においては、公共工事等が増加し受注が伸びていることから、前年同期と比較して3社対2社で「好転」が「悪化」を上回っております。

しかし、原材料費等のコスト高に直面し、利益の確保ができていない状況から、今後の業況見通しにおいては、「悪化」が4社、「好転」が1社となっており、今後の受注・落ち込みや原材料費等のコスト高の影響が懸念されるところであります。

飲食・宿泊・運輸業についても、前年同期と比較し「好転」と「悪化」が4社対3社となっておりますが、今後の見通しにおいては、ゼロ社対3社と「悪化」にシフトしており、厳しい状況が予想されております。

次に、コールセンターの状況についてであります。

8月1日に「株式会社プレステージ・インターナショナル」が、にかほ市に「秋田BPOキャンパスにかほランチ」を開設し、現在68名が新たに従業員として採用され業務を行っております。

また、同社とは、にかほ市と「にかほ市観光開発株式会社」との三者で、「事業実施に伴う基本協定」を締結しております。

今後は、仁賀保、象潟の両施設を活用しての事業展開や従業員の追加採用と新卒者の採用も計画されておりますので、市でもできる限り支援してまいりたいと考えております。

次に、「株式会社にかほコールセンター」の給与未払いについてであります。

8月25日現在で、社員123人に対して、5月から7月までの給与約5,400万円が未払いとなっております。8月5日に元従業員の1人が未払い給与を立て替える国の制度を利用するため、本荘労働基準監督署に「事実上の倒産」に係る認定申請を行っており、現在、労働基準監督署で調査をしております。

今後、認定となった場合は、個人が未払給与総額等の確認申請を行い、立て替え払いを請求することになりますが、対象者が100名を超えていることから、関係書類の受付は、市内に会場を準備するなど、労働基準監督署を初め関係機関と連携して対応してまいります。

次に、委託期間中の収入などについてであります。

県議会でも報告がありましたが、緊急雇用事業での委託期間中に、にかほコールセンターでOJTとして行った業務について、DIOジャパン本社に売り上げが計上されていたことや、支払い済みのパソコンレンタル料が事業対象の委託期間を超えているなど、緊急雇用事業の対象とすることに疑義があるとして県と合同で調査を行っております。

今後の対応については、県と協議中であります。

次に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金についてであります。

いずれも7月1日から申請の受付を開始し、臨時福祉給付金については、8月20日までに2,515件の申請がありました。そのうち8月15時までに受理した分については、受給資格の審査を終え、2,447件の交付を決定し、7月31日に第1回目、8月14日に第2回目の給付を行い、給付済額は合わせて4,229万円となっております。

また、子育て世帯臨時特例給付金については、8月21日までに2,371件の申請があり、9月中の給付に向けて受給資格の審査を行っております。

次に、水ぼうそう及び高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業についてであります。

予防接種法が改正され、10月1日から両予防接種は、定期接種として実施されることになりました。

水ぼうそうワクチンは、乳幼児の発症と重症化並びにまん延の防止を目的に、1歳から2歳児を対象に2回の接種を行います。経過措置として今年度に限り、3歳から4歳児にも1回の接種を実施します。

また、高齢者肺炎球菌ワクチンについては、高齢者の肺炎発症と重症化予防を目的に、国に先駆けて、市が今年6月1日より任意接種として実施しております。

接種は、75歳以上の方を対象として、接種費用の一部を助成し、これまで100の方が接種を受けております。10月からの定期接種移行後は、対象年齢が65歳となりますが、今後5年間の経過措置として65歳以上の5歳刻みの方も対象となります。今定例会に関係予算を計上しております。

次に、農業についてであります。

8月10日から11日にかけて秋田県沖に台風11号が接近し、本市では最大瞬間風速20.7メートルを観測

しました。

14日に農家から稲の先が白くなっているとの連絡があり、市内を巡回したところ、特に上郷・上浜地区での被害が確認されております。当初は、畦畔近辺のみ白くなっている状況が確認されておりましたが、登熟が進むにつれて黒みがかかった稲穂が目立つようになりました。原因としては、出穂後から乳熟初期の軟弱な稲に強風が当たったことから、穂が大きく揺さぶられたことと、高温の風により穂から水分が抜け出たことが考えられます。現在、収穫量や品質等に、どの程度影響が出るのかは不明であります。市としては水稻の生育状況を確認しながら県や農協、農業共済と協力して、被害農家に病虫害の防除や水管理など、被害軽減対策の情報を周知してまいります。

観光振興についてであります。

観光協会や旅館ホテル業組合で組織している「にかほ市観光振興プロジェクトチーム」では、昨年度実施した観光庁事業の「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」に引き続き、平成26年度では「観光地ビジネス創出・総合支援事業」に取り組んでおります。

本事業では、観光による「地域づくり」として、ビジネスに繋げるための人材育成等に取り組んでおりますが、その一環として、昨日「わかもの・ヨソモノ・地元の人から見た観光地にかほ」と題し、2回目の「にかほ市観光市民集会」を開催しております。

この集会では、「にかほ市観光インターンシップ」として、8月15日から活動している大学生による「にかほ市の観光まちづくりに向けた提言」の発表や、約3年間、秋田住みます芸人として活躍していた落語家の桂三若氏の講演、地元観光関係者によるパネルディスカッションなどが行われ、観光で潤う仕組みなどが話し合われております。

大学生のインターンシップは、昨年7月に株式会社ANA総合研究所と締結した「地域協働協定」による地域活性化支援事業として行われたもので、ANA総合研究所と提携している大学の中から4名の女子大生が参加しております。

観光拠点センター（仮称）の整備についてであります。

秋田県市町村未来づくり協働プログラム事業において、整備を計画している観光拠点センターですが、現在、実施設計の策定に向けた作業に着手しております。

今後、より具体的な作業に入りますが、出店希望者との打ち合わせや勉強会などを重ねながら進めてまいります。

仮募集の段階で申し込みや問い合わせをいただいている数は、既存9店舗を含め21件の出店意向が届いておりますが、最終的には15から16店舗になるものと考えております。

観光関連施設の整備状況についてであります。

象潟病院前から元滝駐車場までの道路舗装改修工事と元滝駐車場の整備工事は完了しております。

中島台駐車場については、造成工事まで完了しておりますが、現在、紅葉時期までの完成に向けて工事を進めております。

各種イベントの開催状況についてであります。

にかほ市スポーツイベント開催実行委員会では、初の試みとして鳥海ブルーラインをコースに、「鳥海山ヒルクライム」を6月22日に開催しました。県内外からの187名の選手がエントリーし、旧

象潟料金所前をスタートとして、銚立までの延長13.5キロメートルのコースを競い合いました。

主催の実行委員会では来年以降も継続し、将来的には1,000人規模の大会にしたいとの意向であり、スポーツを通じた交流人口の拡大に繋がることを期待しております。7月20日に開催された「第27回秋田トライアスロン・芭蕉レース象潟大会」は、天候にも恵まれ、予定どおりのコースで開催されました。

参加者は、昨年より若干増加し、県内外から280人のアスリートが参加しております。この大会には毎年、中・高校生を初め多くの市民の皆様方から、ボランティアとして御協力をいただいております。

7月27日には、道の駅・ねむの丘で「第18回さかた“港”海の幸まつり」が開催され、天然岩ガキをはじめ新鮮な魚介類を求めた3,000人を超える観光客や市民で賑わいました。

8月16日には、「第66回日本海花火フェスティバル in にかほ」が、象潟海水浴場を会場に開催されました。天候不良により、盆おどりは中止となりましたが、花火の打ち上げ前には天候も回復し、約5,000発の花火が打ち上げられました。

観光協会によると、来場者数は約3万人としております。

テレビ番組の話題であります。フジテレビ系列で毎週日曜日の夜6時半から全国放送されている「サザエさん」のオープニングに4月から秋田県が登場しており、その内容が7月6日より夏バージョンに切り替わっております。

夏バージョンでは、「象潟九十九島」と「あがりこ大王」も登場し、秋田の自然・歴史・文化・食など、春とはまた違った雰囲気オープニングとなっております。

次に、国際交流事業についてであります。

初めに、訪問団の受入事業について申し上げます。

姉妹都市・米国オクラホマ州ショウニー市からは、中学生8名と引率者2名の計10名からなる23回目の訪問団が7月31日から8月5日までの5泊6日の日程で、にかほ市を訪れました。仁賀保中学校や市役所を訪問したほか、消防署等の施設見学、ボートクルージング、竿燈まつりなどを通して、ホストファミリーや市内の中学生をはじめ多くの市民と交流し、日本文化を体験しながら相互の友好関係を深めております。

また、米国ワシントン州アナコーテス市からは、中学生12名、引率者4名の計16名からなる10回目の訪問団が、8月1日から8月8日までの7泊8日の日程で、にかほ市を訪れております。象潟中学校や市役所を訪問したほか、消防署等の施設見学、お茶の体験、竿燈まつりなどとおして、ショウニー市訪問団と同様、友好関係を深め、無事に帰国しております。

次に、派遣事業についてであります。ショウニー市へ10月21日から28日まで、中学生14名、引率3名の計17名からなる訪問団を派遣するため、間もなく、訪問団員の研修が始まります。

次に、地域振興交付金事業についてであります。

今年度は、八つの全ての地域で協議会が設立され、五つの地域では、既に地域の夏祭りの事業などが行われております。象潟地域では「キャンドルコンサート」、釜ヶ台地域では「夏祭り・さなぶり大会」、小出地域では「小出小学校閉校記念・小出地区夏まつり」、金浦地域では「湾頭まつ

り」、平沢地域では「夢の祭典 i n 潮風」として行われております。

今後も地域の活性化に向けた事業として、秋祭りや講演会などが予定されており、全8地域で事業が行われることになっています。

次に、日沿道・山形・秋田県境区間建設促進大会についてであります。

遊佐一象瀧間の県境区間については、昨年度、事業化が決定され、現在、詳細設計を行っている状況ですが、来る9月28日に山形・秋田県境区間建設促進大会を本市で開催する計画としております。

多くの市民の参加もいただきながら、日沿道の早期完成を目指してまいります。

国民文化祭についてであります。

6月25日付で、文化庁から「鳥海山伝承芸能の祭典」並びに「ご当地ヒーロー文化祭」への出演団体について、正式決定されたと通知がありました。いずれも内定どおりで、伝承芸能には市内8団体のほか市外4団体、県外11団体の計23団体で、ご当地ヒーローには市内1団体、市外1団体、県外3団体の計5団体が出演することになっております。

また、「奥の細道全国俳句大会」事前投句の募集は、6月30日で締め切り、一般の部には1,534人の方々から6,604句、一人一句の小・中・高校生の部には1万506句の応募がありました。来る8月28日に、都内で選者会議を開催し、事前投句の入賞者を決定します。

次に、鳥海山ジオパークの取り組みについてであります。

鳥海山ジオパークについては、由利本荘市、酒田市、遊佐町と、にかほ市の四つの市・町が一緒になって取り組むこととし、今日、準備会を立ち上げます。

本来、ジオパークの認定を受けるためには、行政と民間が一体となって活動する体制が必要であります。協議会が主体となって活動していくこととなりますが、その協議会を設立する前段として「準備会」を立ち上げるものであります。

名称は、鳥海国定公園のエリアを対象にするために「鳥海山・飛島ジオパーク構想推進協議会設立準備会」として立ち上げて、今後、市民への勉強会などを開催していくことにしております。

以上で、市政報告といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、教育長。

【教育長（齋藤光正君） 登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、教育行政報告をいたします。

夏休み期間中の学習会についてであります。

夏休み期間、子供たちの学習をサポートするため、小・中学生を対象に、仁賀保・金浦・象瀧の3地区で、公民館等を会場に1回ずつ学習会を開催しました。参加者は小学生でありましたが、夏休みの宿題や個人の弱点を克服するため集中力を切らさずに取り組んでいました。

冬休みも開催する予定ですが、今回の学習会の持ち方を工夫・検証し、さらに多くの子供たちが参加できるようにしたいと考えております。

教職員夏季全体研修会についてであります。

8月7日、由利本荘市と合同の研修会を由利本荘市文化交流館カダレで実施しました。

文部科学省国立教育政策研究所学力調査官兼教育課程調査官樺山敏郎氏による「全国学力・学習

状況調査を活用した授業改善について」の講演を伺いました。

また、研究報告として、にかほ市を代表して、金浦小学校が昨年実施した「(文部科学省指定)確かな学力の育成に係る実践的調査研究」を発表しました。

午後からは、にかほ市に戻り、白瀬南極探検隊記念館等の社会教育施設や文化史跡を学ぶフィールドワークを行いました。あいにくの悪天候で自然の豊かさや良さを味わうことはできませんでしたが、全教職員が、にかほ市の先人の功績等について深く学び、学習環境としての施設の効果を実感することができました。2学期以降の授業構築に活かされるものと期待しております。

各競技大会等の結果についてであります。

秋田県少年少女陸上競技大会の男子走り高跳びで、平沢小学校の六平太陽さんが準優勝、男子400メートルリレーで象潟小学校が第3位となっております。

夏休みに行われた本荘由利小学校水泳交流会では、6年男子100メートル自由形をはじめとする10種目で、にかほ市の児童が第1位となる活躍を見せてくれました。

中学校では、本荘由利地区大会において、サッカー・ソフトテニス女子団体・女子個人・剣道男子個人で仁賀保中学校が、ソフトテニス男子団体・男子個人・水泳男子50メートル自由形・100メートル自由形で象潟中学校が、それぞれ優勝しております。

中学校駅伝大会では、象潟中学校男子が2年連続で優勝しております。

地区代表として全県大会に臨んだ競技のうち、サッカーで仁賀保中学校が準優勝、金浦中学校もベスト8に入る活躍を見せました。

仁賀保中学校は東北大会にも出場いたしましたが、1回戦で仙台市立八木山中学校と戦い、1対4で涙をのんでおります。

また、昨年に引き続き県大会に出場した金浦中学校野球部も、善戦いたしましたが、1回戦で八森中に惜敗しております。

吹奏楽中央地区大会において、仁賀保中学校と象潟中学校が金賞を受賞し、全県大会に出場しております。

赤い羽根共同募金運動のキャッチコピーで、金浦中学校3年の笹森美月さんが最優秀賞をいただきました。作品は、「地域の輪つながる広がる赤い羽根」です。この作品のように、児童生徒を見守る地域の輪が、一層繋がり広がっていくことを期待しております。

学校施設の吊り天井対策についてであります。

東日本大震災において、体育館などの大規模空間を有する学校施設の吊り天井が脱落する事故が多数発生しました。このような事故に対応するため、国土交通省において建築基準法が改正され、平成25年8月に吊り天井の脱落対策基準が示されました。

文部科学省からは、この基準である天井の高さが6メートル、天井の面積が200平方メートルのいずれかを超える学校施設について、総点検の上、平成27年度まで工事を完了するよう要請を受けております。

この基準に該当する学校施設は、小学校3施設、中学校3施設、計6施設であります。本定例会に次年度工事を実施するため、設計委託料を予算計上しております。

第19回秋田草刈唄全国大会 i nにかほについてであります。

6月21日、昨年に引き続き仁賀保体育館で開催されました。出場申し込みは149人でしたが、キャンセルなどで大賞の部に71人、高齢の部に50人、年少の部に12人、計133人が出場し、380人ほどの聴衆を前に自慢の喉を披露されました。

第25回日本海に響け！太鼓の祭典についてであります。

7月26日、潮風公園を会場に好天のもと開催されました。単独では最後の出演となる小出小学校をはじめとする各小学校の太鼓クラブ等による演奏、そして、参加した市内の小学生全員による初の合同演奏に引き続き、市内外の団体による熱演が披露されました。

勇壮な響きと会場との巧みな掛け合いで、約450人の来場者とステージが一体となって盛り上がった熱気あふれる一夜となりました。

青少年育成にかほ市民会議主催の中学生リーダー研修会についてであります。

市からの補助と後援により実施している中学生リーダー研修会が8月11日・12日の1泊2日で開催されました。他校の生徒との交流を通して、生徒会活動などの活性化策や中学生にあるべき地域との関わりや役割などのグループ討議を行い、リーダーとしての資質と自覚の向上及び社会に貢献できる人材を育成することを目的に取り組んでいる事業です。

昨年度から松島中学校の生徒も受け入れて交流の輪を広げ、市内3中学校から推薦された18人と合わせて22人の参加で実施されました。寝食を共にすることで、交流の度合いが深まっているものと感じております。

本市出身の版画家池田修三氏の作品展についてであります。

7月10日から9月15日まで、東京・渋谷にある8階建てのシダックス・カルチャービレッジのビルの外壁に、池田修三氏の作品「ピース」の巨大レプリカ（縦12メートル、横7.8メートル）が掲示されております。

秋田県発行のフリーマガジン『のんびり』の連載企画で、池田氏の木版画に魅了され、詩を寄せた作詞家で詩人の森雪之丞氏が総合プロデュースを務め、ビルの壁面をキャンパスに見立て、個性的な芸術作品を紹介する「アートと壁」プロジェクトの一環で行われております。

関連事業として、同ビルの1階ギャラリーにおいて7月19日から9月15日まで、谷川俊太郎氏ら著名な詩人の作品と木版原画の展覧会「池田修三と詩人たち」も開催しております。

そのほか、国民文化祭期間中の10月18日から26日までは秋田県立美術館で作品展が開催され、さらに11月には、本市とゆかりのある浅草での展示を予定しております。

郷土資料館においても、9月2日から「ふるさとのいろどり」と題して展示替えを行います。

県内外からの来訪が見込まれる国民文化祭はもとより、あらゆる機会を活用して、優しく心を穏やかにしてくれる池田作品の魅力を発信してまいります。

プロサッカーチームFC東京のキャンプについてであります。

J1に所属するFC東京は、6月20日から27日までの期間、仁賀保グリーンフィールドを主会場にキャンプを行いました。キャンプ以降の成績は、4勝3分けの負けなしで、現在、順位を五つ上げ、18チーム中5位で優勝を狙える好位置につけております。8日間を通して好天に恵まれたことと、グラ

ウンドのピッチ状態等の良好な練習環境で充実したキャンプを送られたことが成果としてあらわれたものと喜んでおります。

また、期間中には、トレーニングの見学、ソニー仙台との練習試合の観戦、サッカースクールへの参加などで約3,000人が会場を訪れております。キャンプによる選手・スタッフ合わせて55人の宿泊費を含めると600万円余りの地域経済効果があったものと推定されます。

キャンプ情報は、大きな宣伝効果を生むものと考えられますが、今後も施設の整備充実を図り、県内外からの合宿誘致を進めてまいります。

宝くじスポーツフェアドリームサッカーについてであります。

にかほ市・秋田県・一般財団法人自治総合センターの主催で、8月30日・31日の両日、仁賀保グリーンフィールドを会場に開催します。

ワールドカップやオリンピックなどで活躍した日本代表OB選手20数名がドリームチームを編成し、地元サッカーチームとの親善試合や少年少女サッカー教室などを通して、青少年の健全育成や明るいまちづくりなどに寄与することを目的に行います。

秋田ノーザンハピネッツのプレシーズンゲームについてであります。

かねてより誘致活動しておりましたプロバスケットボールbjリーグに加盟する秋田ノーザンハピネッツの試合が9月6日、象潟体育館で開催されることになりました。本戦が始まる前のプレシーズンゲームですが、前のシーズンで大活躍したハピネッツの新チームによる最初の試合となります。

対戦するチームは、昨季東地区ファイナルで対戦した富山グラウジーズで、関係者も注目する高いレベルのゲームが予想されております。

プロの一流の技術と迫力あるプレーを、市民をはじめ、にかほ市を訪れる多くの人に楽しんでいただけるようなゲームを期待しております。

WRO J a p a n 2014秋田県中央地区大会についてであります。

教育的なロボット競技への挑戦を通じて、創造性と問題解決能力を育成することを目的に開催されているこの大会は、今年で5回目となりました。

小・中学生部門は、8月6日に仁賀保中学校を会場に開催されました。

小学生部門には、にかほ市及び由利本荘市内の小学校8校から44チーム、126名、中学生部門には同じく5校から16チーム、45名が参加しました。

競技会場は、選手の熱気や応援に駆けつけた保護者の声援などで大変な盛り上がりでありました。

高校生部門は、8月10日に西目シーガルで開催されました。今回は仁賀保高校と本荘高校から8チーム、23名が参加し、レベルの高い競技を繰り広げてくれました。

これらの大会で優秀な成績を収めた小学生部門2チーム、中学生部門1チーム、高校生部門1チームは、9月21日に神奈川県厚木市で行われる決勝大会に出場いたします。

白瀬南極探検隊記念館の企画展についてであります。

「南極隕石と白瀬イズムの継承者たち」と題した企画展を7月23日から11月3日まで開催しております。

これまで地球上で発見された隕石のうち、およそ8割が南極大陸で見つかっており、企画展では、

そのメカニズムを紹介するとともに実物の隕石に触れることができます。さらに、日本の南極観測の歴史が白瀬中尉の偉業により始まったことから、秋田県に關係する南極観測隊員を紹介するパネル展示も行っております。

多くの方々の御来館を期待しているところです。

雪上車の「機械遺産」認定についてであります。

8月7日、白瀬南極探検隊記念館に展示されている雪上車KD-605が、一般社団法人日本機械学会から機械遺産に認定されました。秋田県では初めて、東北では4件目であります。

この雪上車は、1968年に日本で初めて南極点に到達した第九次南極観測隊の極点往復プロジェクトの難事業に使用され、第十次観測隊では、日本初の南極隕石発見を果たすなど、調査活動を支えました。

平成12年に、第九次隊の隊長で白瀬南極探検隊記念館の名誉館長でもあった故村山雅美隊長の御尽力により旧金浦町に寄贈され、現在も人気を博しております。

この受賞を機に、これまで以上に当館の呼び物の一つとして活用を図ってまいります。

白瀬・南極フェアについてであります。

9月6日に開催しますが、午前はグラウンドゴルフ大会やフリーマーケット、午後からはカヌー教室や中学校の吹奏楽部を皮切りに、ダンス、太鼓演奏など、市民による多彩なステージイベントが行われます。

当日は、フェアにあわせて白瀬記念館を無料開放し、昨年好評であった記念館書院での白瀬ミニ検定や企画展にまつわる隕石の体験コーナーなど、盛りだくさんの催しを計画しております。

以上、報告を終わります。

●議長（菊地衛君） これで市政報告を終わります。

所要のため、午前11時まで休憩といたします。

午前10時49分 休 憩

午前10時59分 再 開

●議長（菊地衛君） 会議を再開いたします。

日程第4、報告第3号専決処分の報告について（専決第6号）から日程第6、報告第5号継続費精算報告書の報告について及び日程第36、報告第6号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告4件、日程第7、議案第68号教育委員会委員の任命についてから日程第35、議案第96号平成26年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの議案29件、計33件を一括し議題といたします。

朗読を省略して、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、本定例会に提出しております議案の要旨について申し上げます。

報告第3号専決処分の報告について（専決第6号）。

平成26年4月18日、鳥長根児童公園内において、市職員の芝刈り作業により小石が飛散し、隣家の住宅用窓ガラスを破損する損害を与えたもので、平成26年4月25日付で損害賠償額の決定について専決処分を行ったことから、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

報告第4号専決処分の報告について（専決第7号）でございます。

平成26年7月8日、上郷小学校職員駐車場において、市職員の草刈り作業により小石が飛散し、隣接する保育園駐車場に駐車してあった車両のリアウインドーを破損させ、損害を与えたもので、平成26年7月28日付で損害賠償額の決定について専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

こうした事故については、たびたび議会に報告しているところでございますが、大変申しわけなく思うところであります。引き続き指導を徹底しながら、事故がないように取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

報告第5号継続費精算報告書の報告についてでございます。

平成24年度から平成25年度まで、2カ年にわたり継続費を設定していた熱回収施設生活環境影響調査事業及び熱回収施設事業者選定支援事業の2事業について、地方自治法の規定により報告するものでございます。

設定した年割額どおりに精算となったものでございます。

議案第68号教育委員会委員の任命についてでございます。

任期満了に伴う、にかほ市教育委員会委員の候補者に、引き続き佐々木郁子氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

履歴を添付しておりますので、よろしく願いをいたします。

議案第69号、同じく教育委員会委員の任命についてでございます。

にかほ市教育委員会委員の武田國彦氏が、平成26年11月30日をもって一身上の都合により辞職したい旨の申し出があったので、新たに吉泉聡を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同じく履歴を添付しております。

議案第70号固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

任期満了に伴う、にかほ市固定資産評価審査委員会委員の候補者に、引き続き笹森和雄氏を選任したく、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同じく履歴を添付しております。

議案第71号、同じく固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

任期満了に伴う、にかほ市固定資産評価審査委員会委員の候補者に、新たに三浦康一氏を選任したく、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同じく履歴を添付しております。

議案第72号固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

任期満了に伴う、にかほ市固定資産評価審査委員会委員の候補者に、新たに佐藤博子氏を選任し

たく、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

履歴を添付しております。

議案第73号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）でございます。

平成26年7月29日付で専決処分した平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について承認を求めるものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,574万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億9,601万9,000円と定めるものでございます。

補正の内容は、歳出の総務費にTDK-EP C株式会社が昨年納税した法人市民税の予定納税額に対し、確定申告により予定納税額が過大となったことに伴い、法人市民税の過年度還付金として2,574万6,000円を計上したものでございます。

なお、歳入歳出予算の調整については、歳入で繰越金2,574万6,000円を増額することにより、行っております。

議案第74号にかほ市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布により、母子及び寡婦福祉法の法律名の改正に伴い、所要の規定を整理するものでございます。

議案第75号にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定についてでございます。

平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について、国の基準を踏まえ本市の基準を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

議案第76号にかほ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてでございます。

平成24年8月に改正された児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営について、国の基準を踏まえ本市の基準を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

議案第77号にかほ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定でございます。

平成24年8月に改正された児童福祉法の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、国の基準を踏まえ本市の基準を定めるため、条例を制定しようとするものでございます。

議案第78号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

消防団各分団の現状に即した消防団員の定員とするため、現行610人を580人に改正するものであります。

議案第79号にかほ市水防団条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

水防団は、消防団の現有組織を充てることとしているため、議案第78号で消防団員の定数を改正するに当たり、あわせて水防団の定員も改正する必要があるため、条例の一部を改正するものでござ

ざいます。

議案第80号平成25年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額156億8,011万9,000円、歳出総額154億1,001万円、翌年度に繰り越すべき財源1,403万9,000円を差し引き、実質収支額は2億5,607万円の黒字であります。

議案第81号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額34億5,190万7,000円、歳出総額33億1,155万円、実質収支額は1億4,035万7,000円の黒字であります。

議案第82号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額9,624万8,000円、歳出総額8,575万7,000円、実質収支額は1,049万1,000円の黒字であります。

議案第83号平成25年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額2億6,382万7,000円、歳出総額2億6,233万2,000円、実質収支額は149万5,000円の黒字であります。

議案第84号平成25年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額9,931万円、歳出総額9,549万3,000円、実質収支額は381万7,000円の黒字であります。

議案第85号平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額10億9,363万3,000円、歳出総額10億7,488万9,000円、翌年度に繰り越すべき財源1,000万円を差し引き、実質収支額は874万4,000円の黒字であります。

議案第86号平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額4億2,978万3,000円、歳出総額4億2,186万5,000円、実質収支額は791万8,000円の黒字であります。

議案第87号平成25年度にかほ市ガス事業会計決算認定についてでございます。

収益的収入及び支出については、ガス事業収益が5億2,675万5,919円、ガス事業費用が5億402万1,552円、資本的収入及び支出については、資本的収入が8,004万1,600円、資本的支出が1億7,251万9,533円であります。

議案第88号平成25年度にかほ市水道事業会計決算認定についてでございます。

収益的収入及び支出については、水道事業収益が3億9,807万8,752円、水道事業費用が4億2,378万7,301円、資本的収入及び支出については、資本的収入が1億6,828万6,756円、資本的支出が2億6,750万4,901円であります。

議案第89号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億2,503万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億2,105万円とするものであります。

歳入の主なものとしては、市税では法人市民税の見込み額と当初予算額の差額1億3,095万1,000

円を減額しております。

地方交付税では、普通交付税が52億1,717万8,000円で確定したため、当初予算49億円との差額3億1,717万8,000円を増額しております。

国庫支出金では、総務費国庫補助金の、がんばる地域交付金3,595万5,000円などを補正しております。

がんばる地域交付金は、国の平成25年度補正予算で経済対策、地域活性化を目的に創設されたもので、歳出に充当予定の事業を計上しております。

財産収入では、金浦地区入会地など不動産売払収入、計997万9,000円を増額計上しております。

繰越金では、前年度繰越額が確定したことから5,022万7,000円の増額をしております。

市債では、臨時財政対策債の発行可能額の確定により、当初予算額との差額2,857万5,000円を増額など、計4,507万5,000円を増額しております。

歳出の主なものとしては、人事異動等による人件費の調整のほか、歳入でも申し上げた、がんばる地域交付金充当事業として土木費に、主に地域要望に対応する市道維持補修工事1,500万円、排水路整備工事700万円などを増額計上しております。

教育費には、院内小学校改修工事などの学校施設整備工事620万円を増額しております。

そのほか、商工費では、事業計画の変更により金浦臨海新産業支援センター整備工事費1,100万円、同センターに係る公有財産購入費3,264万4,000円、コールセンター等企業立地促進事業補助金3,874万9,000円をそれぞれ減額し、緊急雇用促進補助金400万円を増額計上しております。

土木費では、9月補正対応としている除雪費に1億2,837万円を増額計上しております。

消防費では、避難路等整備工事1,090万円、集落施設耐震改修補助金900万円などを増額しております。

教育費では、学校校務員や給食調理員等の異動などに伴う人件費の調整を行っております。

公債費には、市債の繰上償還として3億6,752万1,000円を計上しております。当初予算とあわせて繰上償還額は7億604万円となります。

なお、歳入歳出の調整については、歳入で財政調整基金繰入金を1億8,420万円を増額して行うものであります。

議案第90号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,058万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,732万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越額の確定により、繰越金に8,035万6,000円を計上しております。

歳出の主なものは、諸支出金に過年度分の療養給付費等負担金等の返還金として3,327万3,000円などを計上しております。

なお、歳入歳出の調整については、歳出の予備費4,708万2,000円を増額して行うものであります。

議案第91号平成26年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ147万円を追加し、歳入歳出予算の予算の総額を歳入歳出それぞれ8,422万5,000円とするものであります。

歳出の主なものとしては、前年度繰越額の確定により、繰越金に449万1,000円を計上しております。

歳出の主なものとしては、人件費の調整を計上しております。

なお、歳入歳出の調整については、歳入の財政調整基金繰入金を320万1,000円を減額して行うものでございます。

議案第92号平成26年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ202万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,420万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越額の確定により、繰越金に381万6,000円を計上しております。

歳出の主なものとしては、人件費の調整のほか、釜ヶ台簡易水道、上坂地区本管入替工事等200万円を計上しております。

なお、歳入歳出の調整については、歳入の一般会計繰入金179万4,000円を減額して行うものであります。

議案第93号平成26年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ77万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,487万2,000円とするものであります。

歳入の主なものとしては、前年度繰越額の確定により、繰越金に374万3,000円を計上しております。

歳出の主なものは、人件費の調整のほか、事業費で施設整備委託料に700万円を増額し、公共下水道事業工事請負費を700万円減額しております。

なお、歳入歳出の調整については、歳入の一般会計繰入金を297万円減額して行うものであります。

議案第94号平成26年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ115万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,996万円とするものであります。

歳入の主なものとしては、前年度繰越額の確定により、繰越金に791万7,000円を計上しております。

歳出の主なものとしては、人件費の調整のほか、総務費で処理施設等整備工事費130万円を増額し、公債費で地方債利子償還金41万2,000円を減額しております。

なお、歳入歳出の調整については、歳入の一般会計繰入金676万2,000円を減額して行うものであります。

議案第95号平成26年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的支出について、収益的支出の予定額に106万4,000円を追加し、収益的支出の総額を5億5,410万3,000円とするものであります。

資本的支出については、資本的支出の予定額に1万7,000円を追加し、資本的支出の総額を1億7,362万9,000円とするものであります。

また、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費の予定額に108万1,000円を追加し、その総額を6,182万3,000円とするものであります。

補正の内容は、全て4月の人事異動に伴う人件費の調整でございます。

議案第96号平成26年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的収入について、収益的収入の予定額から66万円を減額し、収益的収入の総額を4億8,088万円とし、収益的支出については、収益的支出の予定額から1,420万1,000円を減額し、収益的支出の総額を4億8,979万円とするものであります。

資本的支出については、資本的支出の予定額から103万7,000円を減額し、資本的支出の総額を1億9,678万3,000円とするものでございます。

また、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費の予定額から1,494万1,000円を減額し、その総額を8,163万円とするものであります。

さらに、他会計からの補助金については、児童手当のための補助金について削るものであり、補正予算の内容は、4月の人事異動に伴う人件費の調整でございます。

次に、本日追加提案しております報告第6号の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、一般会計等の平成25年度健全化判断比率及び公営企業の平成25年度資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については、担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、承認並びに可決決定くださるようお願いを申し上げます。

以上で、私の報告といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、担当部長から、主な項目についての補足説明を行います。

初めに、報告第3号について、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

専決第6号についての補足説明をさせていただきます。

市長も申し上げましたけれども、まずは、こうした事故が後を絶たないということに対しまして深くお詫びを申し上げます。

鳥長根公園でありますけれども、こちらには野芝が張られております。5月から10月の期間に、月2回の頻度で芝刈り作業を行っておりますけれども、この事故は市の職員ということでもありますけれども、実際は市の臨時職員でございまして、乗用の芝刈り機を使用しまして芝刈り作業を行っていたときに発生したものでございます。作業前には異物等が飛散しないように、目立つ石などを除去した後に作業を行ったものでありますけれども、機械が小石を巻き込んでしまい、隣家のガラスを破損させたというものでございます。

今後、作業においては、十分に目視点検を行うとともに、周辺の環境に十分配慮した作業に努め、細心の注意を払い、同様の事故が発生しないように指示・指導を行ってまいりたいと思います。以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、報告第4号について、教育次長。

●教育次長（齋藤榮八君） それでは、3ページをお開き願います。

報告第4号専決処分の報告についての補足説明をさせていただきます。

事故の内容につきましては、市長が申し上げましたとおりでございます。草刈り機械での作業中に確認できなかった小石を誤って弾き飛ばしてリアウインドーを破損させてしまったものでございます。

幸い乗車していなかったために人身事故には至りませんでしたけれども、被害に遭われました土田さんには、大変御迷惑をお掛けしまして、深くお詫び申し上げます。

これを受けまして、直ちに再発防止のため、各学校はもとより、社会教育施設の校長や課長等の管理責任者に対しまして、施設管理に当たっての事故や作業者本人のけが等のないよう、文書等で注意喚起したところでございます。

今後とも完全管理面に十分に留意しまして、再発防止に努めてまいります。以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、報告第5号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 報告第5号につきましては、補足説明はございません。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第68号及び議案第69号について、教育次長。

●教育次長（齋藤榮八君） 議案第68号並びに議案第69号につきましては、特に補足することはございません。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第70号から議案第72号について、財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） 議案第70号及び議案第71号並びに議案第72号の固定資産評価審査委員会委員の選任案につきましては、特に補足はございません。それぞれ3名の方々の履歴を配付しておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第73号について、同じく財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） それでは、議案第73号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）の補正内容につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の7ページをご覧ください。

歳出の2款2項1目税務総務費23節償還金利子及び割引料の過年度過誤納金還付金2,574万6,000円の増額についてであります。これについては、昨年12月にTDK-EPC株式会社から、平成26年3月決算年度の法人市民税の予定納税分として6,696万200円納付されておりましたが、決算の確定により今年度の確定納税額が4,157万8,800円となったことから、予定納税額との差額2,538万1,400円を還付することになったものであります。

なお、当初予算では過年度過誤納金還付金に1,000万円を計上しておりましたが、不足が生じたため、予算の補正が必要になったものであります。

また、還付金には、還付を決定する日までの日数に応じて加算金をすることになっておりますが、一日でも早く還付することにより加算金の抑制が図られることから、7月29日に還付税額2,538万1,400円と納付日の翌日の昨年12月3日から今年の7月29日までの239日間についての還付加算金36万4,100円を合わせた2,574万5,500円を計上した補正予算を専決処分し、同日直ちに還付手続を行ったものでございます。以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第74号から議案第77号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） それでは、御説明いたします。

議案第74号につきましては、議案書14ページのとおりでございます、特に補足説明はありません。

次の議案第75号について補足説明をいたします。

議案書の16ページから40ページになります。

初めに、本条例制定の趣旨についてでございますが、来年4月から本格施行予定の子ども・子育て支援新制度では、認定子ども園や幼稚園、保育所に共通の施設型給付の創設と、これまで給付対象となっておりませんでした定員20人未満の小規模保育等の多様な保育を市町村の認可事業としまして、新たに地域型保育給付を枠組みに加えることとなります。

この二つの制度に基づきまして従来ばらばらに行われておりました市からの財政支援、いわゆる給付でございますけれども、この仕組みを一本化するということになります。

それで、この給付が受けられるのは学校教育法、または児童福祉法に基づく認可を受けた施設・事業のうち、市町村から給付の対象とすべき確認を受けた施設・事業となります。この確認を受けた施設・事業が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業ということになります。

市町村は、この確認制度に伴い、国が定める基準を踏まえた上で特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準、これを定めなければならないとされておまして、今回条例を制定するものでございます。

次に、市が基準を定めるに当たっての考え方についてでございます。

お手元に配付しております議案第75号説明資料をご覧くださいと思います。今日、追加でお配りしたのとは違った前にお配りしておいた資料でございます。その資料の裏面の最後をご覧くださいと思います。

今申し上げました国が定める基準、これについては従うべき基準と参酌すべき基準、この二つになっております。本市におきましては、国が定めた基準を満たすこと、これが一つ、それから、これまでの基準を下回らないようにすること、これが二つ目でございます。この二つを基本に検討を行った結果、国が定める基準となる内容にする特別な事情がないこと、それから、新しく枠組みに加えられた小規模保育事業などにつきましては、現在本市に無い新たな事業形態でございまして、一定の質を確保すると、確保する必要があるということで、こうした理由から、国の基準をもって本市の基準とすることとしております。従うべき基準、それから参酌すべき基準、このいずれも国の基準どおりとしております。

なお、今ご覧いただいております配付資料におきまして、従うべき基準なのか、あるいは参酌す

べき基準なのか、それを区分して内容をお示しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

次に、主な規定でございますが、18ページをお開きください。

第4条でございます。第4条では、特定教育・保育施設の利用定員に関する基準を規定しております。同施設のうち、認定子ども園及び保育所につきましては、最低利用定員を20人以上といたしまして、認定子ども園・幼稚園・保育所のそれぞれに定められた学校就学前子供の区分に応じて0歳、それから1歳から2歳、3歳から5歳の区分で利用定員を定めることとしております。

次に、第5条でございます。教育・保育の提供を開始するに当たっては、あらかじめ保護者に対しまして運営方針、職員数などの重要事項を文書で交付、説明し、利用見込者の同意を得ることを義務づけております。

次に、飛びまして26ページをお願いいたします。

第27条でございます。ここでは職員及び管理者は、正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らすはならないこと、それから、情報提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ることを規定しております。

次に、28ページになります。

第32条でございますが、ここでは事故防止のための指針の整備、事故があった場合の事故の検討、分析、改善、周知を行う体制の整備、事故防止委員会及び研修を義務付けた規定でございます。

また、事故発生時におきましては、速やかに市町村及び保護者へ連絡することとし、事故の状況、処置方法を記録するというようになっております。

それから、賠償すべき事故がもし発生した場合は、速やかに損害賠償を行うなどを規定しております。

次に、30ページをお願いいたします。

中段になります。第37条でございます。新しく枠組みに加えられました特定地域型保育事業についての利用定員の基準を定めている条項でございます。事業ごとに家庭的保育事業が5人以下、小規模保育事業につきましてはABCと三つの分類がございます。A型及びB型が6人以上19人以下、同じくC型が6人以上10人以下となっております。

保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業につきましては、1人となっております。利用定員は0歳と1歳以上の小学校就学前子供に区分しまして定めるということになっております。ほかの運営に関する基準等につきましては、特定教育、あるいは保育施設に倣っておるところでございます。

次に、38ページをお願いいたします。

第53条でございます。暴力団排除規定を盛り込んでおります。これにつきましては、市民の安全かつ平穏な生活、それから、教育・保育の提供を確保するという観点から、にかほ市が独自に追加した条文でございます。

本条例の施行期日は、子ども・子育て支援法施行の日から施行するというようにしております。

それで、今、割愛させていただきました条文につきましては、今日、追加でお配りいたしました

説明資料1ページから6ページに簡略化した説明でお示ししておりますので、ご覧いただきたいと思
います。

次に、議案第76号の補足説明を行います。

議案書42ページから63ページになります。

初めに、本条例制定の趣旨でございますが、前の議案でも申し上げましたけれども、子ども・子
育て支援新制度におきまして、従来の利用定員20人以上の認可保育所の枠組みに加え、家庭的保育
事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の四つの類型が新たに市町村の認
可事業として設けられております。これに伴い、認可権者である市町村が当該認可のために、家庭
的保育事業等の設備及び運営に関する基準を、国が定める基準を踏まえて定めなければならないと
されたことに伴いまして条例を定めるものでございます。

次に、市が基準を定めるに当たっての考え方でございますが、本条例で規定する家庭的保育事業
等については、先ほども申し上げましたとおり、本市に無い新しい事業形態でございまして、一定
の質を確保する観点から、従うべき基準、参酌すべき基準の、いずれも国の基準どおりとしており
ます。

なお、前議案と同様、従うべき基準、参酌すべき基準の内訳については、議案第76号説明資料に
お示ししておりますので、参考にさせていただきたいと思ます。

次に、条文の内容についてでございます。

43ページの第3条から49ページの第21条までは、家庭的保育事業など4事業に共通した事業者、あ
るいは職員の一般原則、それから、虐待の禁止、あるいは事業所内部の規定の整備とか秘密保持等
一般的な運営基準でございまして、これにつきましては、今日配付しております追加資料の中で7
ページから8ページにおきまして条文ごとにその概要を載せてございます。そちらをご覧いただき
たいと思ます。

それで、設備、あるいは施設、職員数等の数値が示されている部分の基準でございすけれども、
49ページになります。第22条以降が先ほど申し上げました四つの事業のそれぞれの施設設備等につ
いての認可基準ということになります。

それで、追加配付しております説明資料の9ページをお開きください。

主な基準として職員数、それから保育に従事する職員の資格、設備等について、比較できるよう
な形でまとめたものでございます。

それで、一番左の小規模保育事業A型を例に申し上げます。

職員数では、0歳児3人に対して職員が1人、それから、1歳・2歳児については6人に職員が1人とな
ります。それで、その下に各プラス1名となっておりますが、このプラス1名で最低2人の配置が必要
ということになります。

それから、従事職員の資格等でございすけれども、保育士ということになります。

その下、設備にあつては、0歳児と1歳児の乳児室、ほふく室——ほふく室というのは、言葉のと
おりハイハイする部屋ですけれども、1人当たりの基準面積は3.3平方メートルとなっております。

屋外遊戯場等につきましては、付近の代替地、例えば公園でも可能となっておりますが、2歳以上

1人当たりの基準面積は3.3平方メートルというふうになっております。

一番下の給食の関係でございます。自分のところで調理する自園調理となっておりますけれども、調理業務については委託が可能、また、連携施設からの搬入も可能となっております。その場合は調理師は不要ということになっております。

同様に他の事業類型についても、比較する形でご覧いただきたいと思います。

次に、飛びまして61ページになります。

本条例におきましても第49条に暴力団の排除規定を独自に追加しております。

なお、施行期日につきましては、子ども・子育て支援法等関係法律の施行の日から施行するというようにしております。

続いて、議案第77号の補足説明を行います。

議案書でいきますと65ページから71ページになります。

本条例につきましては、子ども・子育て関連三法の制定によりまして、児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業における市町村長への事前の届け出が義務化されております。これに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準を、国が定める基準を踏まえた上で市町村が定めるということになっております。これに伴い、今回条例を制定するものでございます。

次に、市が基準を定めるに当たっての考え方でございますが、国が定めた基準を満たすこと、これも先ほど議案第75号で申し上げたとおりでございますが、国が定めた基準をまず満たすこと、それから、これまでの基準を下回らないようにすること、この二つを基本にいたしまして検討を行った結果、国が定める基準と異なる内容にする特別な事情がないということから、従うべき基準、参酌すべき基準、いずれも国の基準どおりとしております。

なお、その区分につきましては、前の議案と同様、説明資料の方にお示ししておりますので、参考にしていただきたいと思います。

次に、主な規定の内容でございます。

66ページをお願いいたします。

一番下、第9条でございます。施設設備に関する基準を規定した条文でございます。専用区画については、児童の遊びや生活の場として機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用できるものでなければならない。面積につきましては、児童1人当たり、おおむね1.65平方メートル以上となっております。

次のページをお願いいたします。

第10条でございます。従事者の資格、それから人数、児童数の単位規模などを規定しております。

従事者の資格につきましては、児童の遊びを指導する者としての資格、これを基本としております。

単位規模は、おおむね40人以下、この40人以下について職員が2人以上配置しなければならない。うち一人は有資格者でなければならないという規定になっております。

次に、70ページをお願いいたします。

上段の第18条でございます。開所時間を平日は一日につき3時間以上、休日は一日につき8時間以

上としております。年間の開所日数を原則250日以上というふうにしております。

また、本条例におきましても第22条に暴力団の排除規定を独自に追加して定めております。

施行期日につきましては、これも子ども・子育て支援法等関連法律の施行の日から施行することとしております。

その他条文につきましては、お配りしております追加説明資料の10ページから11ページに簡略化した説明をお示ししておりますので、ご覧いただきたいと思っております。以上で補足説明を終わります。

●議長（菊地衛君） 補足説明の途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

●議長（菊地衛君） 会議を再開いたします。

報告します。13番伊東温子議員から早退届が提出され、これを許可しておりますので、報告をいたします。

補足説明を続けます。

議案第78号について、消防長。

●消防長（伊東善輝君） 議案第78号について補足説明いたします。

平成23年9月定例会で定員の改正を行いました。消防団員定数610名に対して実員数は、支援消防団員を含む人数で、平成24年4月1日で586人、平成25年4月1日で575名、平成26年4月1日で563人と、年々減少しております。消防団、消防本部では、増員の検討、努力は続けておりますが、非常勤公務災害負担金1人当たり2万1,310円が消防団員定数による負担金であることから削減するものです。以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第79号について、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 議案第79号については、特に補足することはありません。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第80号から議案第86号について、会計管理者。

●会計管理者（須田一治君） それでは、議案第80号から議案第86号までの7議案について順次補足説明をいたします。

お手元に説明資料として平成25年度一般会計・特別会計の決算概要をお配りしております。こちらのA4サイズの資料でございます。よろしいでしょうか。——この資料を使いながら説明いたしますので、よろしく申し上げます。

最初に、1ページをお開きください。

平成25年度の一般会計及び六つの特別会計の合計決算額です。歳入の合計決算額は、前年度と比べ3.8%増の211億1,482万7,000円、歳出は前年度と比べ4.3%増の206億6,189万6,000円となり、歳入歳出差引残額は前年度と比べ15.2%減の4億5,293万1,000円となっております。

2ページをお開きください。

議案第80号平成25年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての補足説明をいたします。

最初に、決算収支の状況ですが、歳入は前年度に比べ3.2%増の156億8,011万9,000円、歳出は前年度に比べ3.4%増の154億1,001万円で、歳入歳出差引額は2億7,010万9,000円となっています。翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は2億5,607万円の黒字、単年度収支は3,838万7,000円の黒字となっています。

歳出の中には、実質的な黒字要素である財政調整基金の積立金3億3,682万9,000円、地方債の繰上償還金7億618万円が含まれていますので、これらを控除した実質単年度収支は10億7,924万3,000円の黒字となっています。

3ページをご覧ください。歳入の決算状況です。

歳入合計欄をご覧ください。調定額158億9,284万4,000円に対して収入済額は156億8,011万9,000円、不納欠損額は1,261万9,000円で、収入未済額は2億10万6,000円となっています。

歳入全体の収入率は98.7%であります。

4ページをお開きください。性質別歳入の状況と前年度比較です。この表は、上段が自主財源、下段が依存財源で区分しています。

歳入の構成は、自主財源が27.3%、依存財源が72.7%となり、歳入総額に占める割合で最も高いのは10款地方交付税の37.7%、次いで1款市税の18.7%、14款国庫支出金11.1%、21款市債10.5%の順となっています。

歳入の主な特徴を説明します。

1款市税の決算額は29億2,779万5,000円で、前年度に比べ1億8,130万4,000円、6.6%の増となっています。これは個人市民税が2,663万6,000円、2.6%の減、固定資産税が1,311万5,000円、1.0%の減となっていますが、市内主要企業の製造業の業績回復により、法人市民税が2億807万円、161.4%増により増加したものです。

20款諸収入は、前年度に比べ1億2,016万7,000円、27.1%の増となっています。これはフェライト子ども科学館火災による建物災害共済金1億4,900万円等により、増加となったものです。

14款国庫支出金は、前年度に比べ3億2,473万円、22.8%の増となっています。これは地域の元気臨時交付金や前年度補正繰り越しの社会資本整備総合交付金等により、増加となったものです。

15款県支出金は、前年度に比べ3億5,470万9,000円、29.6%の増となっています。これは緊急雇用創出臨時対策基金事業の増加が主な要因です。

5ページをご覧ください。市税の徴収実績です。

合計欄をご覧ください。調定額は31億1,016万7,000円、収入済額は29億2,779万5,000円で、不納欠損額は1,108万7,000円、収入未済額は1億7,128万5,000円となりました。収納率は前年度に比べ約0.3%増となり、94.1%となっています。

6ページをお開きください。歳出の決算状況です。

歳出合計欄をご覧ください。予算現額は160億2,289万5,000円、支出済額は154億1,001万円、翌年度への繰越額は3億1,409万6,000円、不用額は2億9,878万9,000円で、予算の執行率は96.2%となっています。

歳出の構成比率が最も高い款は、3款民生費の23.2%、次いで12款公債費の15.8%、2款総務費の13.2%の順となっています。

7ページをご覧ください。歳出の主な特徴を説明いたします。

4款衛生費は、前年度に比べ4,503万5,000円、5.5%の増となっています。これは平成24年度において熱回収施設等建設事業に係る生活環境影響調査業務、事業者選定支援業務等が終了しましたが、平成25年度から熱回収施設等建設事業が開始されたことが増の主な要因です。

7款商工費は、前年度に比べ1億2,768万8,000円、14.6%の増となっています。これは観光振興基金積立金等は減少したものの、コールセンターオペレーター人材育成事業、緊急雇用の増が主な要因です。

10款教育費は、前年度に比べ1億4,873万5,000円、9.1%の増となっています。これは平成24年度において、仁賀保・象潟公民館耐震化改修工事等が終了しましたが、仁賀保勤労青少年ホーム耐震化改修工事、フェライト子ども科学館火災復旧工事等の増が主な要因でございます。

11款災害復旧費は、前年度に比べ7,303万2,000円、824.7%の増となっています。これは小砂川漁港海岸離岸堤災害復旧工事、平成25年7月8日発生豪雨災害による道路・河川等の災害復旧工事によるものです。

12款公債費は、前年度に比べ5,888万2,000円、2.5%の増となっています。平成25年度は、後年度の財政負担を軽減するために、7億618万円の繰上償還を行いました。この結果、平成25年度末の一般会計における地方債借入残高は約189億円となり、前年度に比べ約5億円減少しております。

続いて、8ページをお開きください。一般会計の翌年度繰越額の状況です。

2款総務費、3款民生費、6款農林水産業費、8款土木費、9款消防費、11款災害復旧費で12事業の予算が繰越明許費で繰り越されています。繰越予算の合計額は3億1,409万6,000円、その繰り越すべき一般財源は1億403万9,000円となっています。

平成25年度の主要事業の実績については、お配りしている決算書、あるいは事務報告書等で御確認をお願いいたします。

9ページをご覧ください。

次に、議案第81号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についての補足説明をいたします。

決算収支の状況ですが、歳入は前年度に比べ4.3%増の34億5,190万7,000円、歳出は前年度に比べ6.6%増の33億1,155万円で、歳入歳出差引額は1億4,035万7,000円、実質収支も同額の黒字となっています。

歳入の状況ですが、主なものは、6款前期高齢者交付金8億5,338万2,000円、次いで4款国庫支出金6億3,081万3,000円、1款国民健康保険税6億1,940万1,000円の順となっています。

10ページをお開きください。

国民健康保険税の徴収実績です。合計欄をご覧ください。調定額は7億9,030万7,000円、収入済額は6億1,940万1,000円、不納欠損額は915万5,000円、収入未済額は1億6,175万1,000円となっています。収納率は前年度に比べ1.1%増の78.4%となりました。

続いて、歳出の状況ですが、主なものは、2款保険給付費23億1,201万7,000円、次いで7款共同事業拠出金3億8,986万4,000円であります。

次に、11ページをご覧ください。

議案第82号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についての補足説明をいたします。

決算収支の状況ですが、歳入は前年度に比べ5.6%増の9,624万8,000円、歳出は前年度に比べ5.7%増の8,575万7,000円で、歳入歳出差引額は1,049万1,000円、実質収支も同額の黒字となっています。

歳入の主なものは、1款の小出診療所、院内診療所における診療収入6,376万4,000円で、歳出の主なものは、施設管理費などの1款総務費7,334万6,000円です。

次に、12ページをお開きください。

議案第83号平成25年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての補足説明をいたします。

決算収支の状況ですが、歳入は前年度に比べ2.5%増の2億6,382万7,000円、歳出は、前年度に比べ2.3%増の2億6,233万2,000円で、歳入歳出差引額は149万5,000円、実質収支も同額の黒字となっています。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料1億8,344万3,000円、次いで3款一般会計からの繰入金7,931万5,000円で、歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金2億5,993万4,000円となっています。

13ページをご覧ください。

議案第84号平成25年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての補足説明をいたします。

決算収支の状況ですが、歳入は前年度に比べ31.4%増の9,931万円、歳出は前年度に比べ33.6%増の9,549万3,000円で、歳入歳出差引額は381万7,000円、実質収支も同額の黒字となっています。前年度に比べ、歳入歳出決算額が増加した理由は、上浜統合簡易水道整備事業費の増が主な要因です。

歳入の主なものは、6款市債が3,350万円、3款繰入金2,927万1,000円となっています。1款の水道の使用料及び手数料は2,356万9,000円で、収納率は前年度に比べ、約0.8%減の93.8%であります。

歳出の主なものは、2款事業費4,345万円となっています。

次に、14ページをお開きください。

議案第85号平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての補足説明をいたします。

決算収支の状況ですが、歳入は前年度に比べ7.4%増の10億9,363万3,000円、歳出は前年度に比べ7.4%増の10億7,488万9,000円で、歳入歳出差引額は1,874万4,000円、翌年度に繰り越すべき財源は1,000万円であり、実質収支は874万4,000円の黒字であります。

歳入の主なものは、4款一般会計からの繰入金5億1,012万3,000円、次いで7款市債が2億7,260万円となっています。

2款の下水道の使用料及び手数料は2億1,115万円で、収納率は前年度に比べ、約0.1%増の98.1%

であります。

歳出の主なものは、3款公債費6億9,291万3,000円、次いで1款総務費1億9,997万6,000円であります。

15ページをご覧ください。

公共下水道事業特別会計の翌年度繰越額の状況です。2款事業費の予算が繰越明許費で繰り越しされています。繰越予算額は1億1,270万円、その繰り越すべき一般財源は1,000万円となっています。

次に、16ページをご覧ください。

議案第86号平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての補足説明をいたします。

決算収支の状況ですが、歳入は前年度に比べ7.4%増の4億2,978万3,000円、歳出は前年度に比べ7.4%増の4億2,186万5,000円で、歳入歳出差引額は791万8,000円、実質収支も同額の黒字となっています。

歳入の主なものは、5款一般会計からの繰入金が2億1,182万円、8款市債1億260万円となっています。

2款の使用料及び手数料は8,364万7,000円で、収納率は前年度に比べ、約0.2%減の96.4%であります。

歳出の主なものは、3款公債費2億9,696万2,000円、次いで1款総務費の8,736万5,000円となっています。

17ページをご覧ください。

最後に、一般会計及び特別会計の基金の保有状況を説明いたします。

表の見方ですが、(C)の3月31日現在のものが平成25年度末現在高であります。平成25年度予算による積み立て、あるいは取り崩しを出納整理期間で行ったものがありますので、それを例に記載し、5月31日現在の現在高を(E)に掲載してあります。なお、この単位は円となっています。

5月31日の現在高で主なものは、財政調整基金26億9,134万9,000円、合併特例債事業の地域振興基金は17億3,516万円があります。

全16基金の合計は60億6,464万6,875円で、前年度に比べ、約4億9,248万円の増加となっています。

なお、平成25年度で新たに地域の元気臨時交付金基金が新設され、全部で16基金となりました。

以上で補足説明を終わります。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第87号及び議案第88号について、ガス水道局長。

●ガス水道局長（高橋元君） 補足については、別冊のガス事業・水道事業の決算書で御説明いたします。

それでは、議案第87号について補足説明いたします。

ガス事業会計決算書の2ページをお開きください。

収益的収入及び支出であります。

ガスの販売等営業活動に伴う収益と、それに対応する費用で、税込みの額で示されております。

収入決算額は5億2,675万5,919円で、主なものとしては、製品売上のガス販売収益で93.8%を占め

ております。

一方、支出の決算額は5億402万1,552円で、主なものとしては、ガスの製造に要した採取製造費、供給販売費となっております。

収支の差額は2,273万4,367円となりますが、実質的な黒字は後ほど出てきます税抜きの額で示されます。

4ページをご覧ください。

資本的収入及び支出であります。

建設改良等将来の収益に対応する支出と、その財源となる収入でございます。

収入決算額は8,004万1,600円で、主なものとしては、企業債と公共下水道事業からの負担金でございます。

一方、支出決算額は1億7,251万9,533円で、主なものとしては、建設改良費における公共下水道工事に伴うガス管入替工事であります。

また、水道事業会計へ1,500万円の返済も行っております。

収入額が支出額に不足する額については、下段に記載されております。

次に、9ページをご覧ください。

財務諸表の関係で、これ以降は税抜きの表示となっております。

損益計算書の下から3行目ではありますが、平成24年4月1日からの小口部門の料金改定並びに大口部門の値上げ交渉によりまして、合併以降、初めて2年続けての黒字となりました。当年度純利益として158万1,789円を計上しております。まだまだ累積赤字には、ほど遠い額ですが、今後とも熱変後の廃止施設の解体、他会計からの借入金の返済を行いながら、単年度黒字を堅持してまいりたいと存じます。

次のページをご覧ください。

剰余金計算書であります。

下段になりますが、議会の議決による処分額、条例による処分額は、ともにございません。

次のページをご覧ください。

貸借対照表です。

2の流動資産の数値も改善しており、現金不足が解消されているとともに、水道事業会計への返済により、6の資本金、他会計借入金の前年度に比べ1,500万円の減額となっております。

次に、16ページをお開きください。

1の概況です。

(1)の総括事項ですが、今年度の特徴は、東日本大震災の影響から回復傾向を見せておりますが、いよいよ人口減少、空き家などの影響が徐々に表れ始め、本来の販売量のベースとなります家庭用に歯止めがかからない状況となっております。

経理状況としては、ガス事業収益については、前年度比1.2%減で5億176万5,000円、628万2,000円の減収となりましたが、ガス事業費用は前年度比0.7%減で5億18万3,000円、346万円の減額となっております。

販売量は、旧町時代から飽和状態が続いているだけに、生き残りを懸けた今後の経営戦略が課題となっております。

(2)の主な事業の展開ですが、熱変後の廃止施設の解体整備を進めるとともに、経済産業省で進められているガス自由化に向けたガスシステム改革を見据えながら体制を整えていきたいと存じます。

次に、22ページ以降、収益費用明細書がありますが、昨年度から備考欄に主なものを掲載しております。

以上で、議案第87号の補足説明を終わります。

引き続きまして、議案第88号について補足説明いたします。

水道事業会計決算書の2ページをお開きください。

収益的収入及び支出です。

収入決算額は3億9,807万8,752円で、主なものとしては、営業収益の中の給水収益で98.9%を占めております。

一方、支出決算額は4億2,378万7,301円で、主なものとしては、原水の取り入れから、ろ過滅菌配水設備及び水質の維持のための営業費用となっております。

収支の差額は2,570万8,549円となりますが、実質的な赤字は後ほど出てきます税抜きの額で示されます。

4ページをご覧ください。

資本的収入及び支出です。

収入決算額は1億6,828万6,756円で、主なものとしては、企業債と公共下水道事業からの負担金でございます。

一方、支出決算額は2億6,750万4,901円で、主なものとしては、公共下水道工事に伴う水道管入替工事と石綿セメント管更新工事となっております。

収入額が支出額に不足する額については、下段、下の方に記載されております。

次に、9ページをお開きください。これ以降は、税抜きの表示となっております。

損益計算書ですが、下から3行目の当年度純損失が今年度3,837万1,940円の赤字となっております。この主な要因としては、やはりTDK関連の工場閉鎖に伴う工業用の落ち込みが著しく、工業用だけで3,326万円ほどの減収となっております。この傾向は平成26年度に入っても続いている状況でありますので、今後の事業経営が課題となっております。

次のページをご覧ください。

下段の剰余金処分計算書であります。ガス事業同様、今回は処分なしということで、額は計上しておりません。

12ページをご覧ください。

貸借対照表ですが、水道事業の施設は広範囲にわたるため、有形固定資産合計額は61億7,786万5,389円で、ガス事業の2.7倍となっております。

次に、16ページをお開きください。

1の概況であります。

(1)の総括事項ですが、今年度の特徴は、ガス事業同様、人口減少、空き家の増加などの影響が徐々に表れ始め、本来の給水量のベースとなります家事用の減少に加え、TDK工場再編計画等による工業用の落ち込みが大きく反映した形となっております。

経理状況としては、水道事業収益が前年度比10.6%減、3億7,940万7,000円、3,935万6,000円の減収となる一方、水道事業費用では、昨年度大きかった原水及び浄水関連の修繕等が少なかったことが経費節減となっております。費用全体としては、前年度比0.79%減の4億1,777万9,000円、335万1,000円の減に留まっております。これらにより、今年度は3,837万1,000円の純損失の計上となっております。

(2)の主な事業展開ですが、石綿セメント管更新事業を含めた水道施設の耐震化など、様々な課題が出てきていますが、収益なくしては事業は成り立ちません。東北一の、全国で13番目と安い水道料金ではありますが、適正な給水原価を算出し、それらの見直し等も視野に入れ、今後の健全経営に取り組んでまいりたいと存じます。

22ページ以降の収益費用明細書がありますが、ガス事業同様、備考欄に主なものを掲載しております。

以上で、議案第88号の補足説明を終わります。以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、代表監査委員から決算監査の報告を求めます。佐藤代表監査委員。

●監査委員（佐藤正行君） 監査委員を代表して、私の方から報告をさせていただきます。

なお、資料にはですね、皆さん目を通されていることと思いますので、私の方からは要点のみの御報告とさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず最初に、一般会計・特別会計の方の資料をお願いします。

平成25年度にかほ市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況の審査意見について。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付されました平成25年度にかほ市一般会計・特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況について審査をいたしましたので、その結果について次のとおり意見を提出いたします。

1ページ目を開いてください。

平成25年度一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見。

審査の対象は、平成25年度にかほ市一般会計歳入歳出決算及び六つの特別会計歳入歳出決算です。

審査の期間は、平成26年7月3日から8月11日まで行いました。

審査の方法は、審査に付された各会計の歳入歳出決算書と事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成しているかを確かめ、これらの正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合のほか、それぞれ所管課の説明をいただいて予算の執行状況の適否について審査をいたしました。

審査の結果及び意見。

審査に付された各会計歳入歳出決算及び決算附属書類は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、その計数は関係諸帳票類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、6ページを開いてください。

7、むすびですが、我が国の経済は、消費税率の引き上げの影響による振れを伴いつつも、基調的には緩やかに回復を続けており、国内需要が堅調に推移することで労働需要の改善や賃金が上昇する傾向も見られ、景気の回復が期待されております。

地域経済においても緩やかに持ち直ししてきているが、本市においては景気の回復が実感できない状況にあります。

また、一昨年、TDKの生産拠点再編に伴い、緊急雇用創出臨時対策事業等を展開しておりますが、未だに厳しい雇用情勢が続いております。

本市の財政状況は、収入面では地方交付税もピークを迎え、自主財源の根幹をなす市税が前年比で5年ぶりに微増したものの、人口減少や地域経済の低迷により、大幅な税収回復は期待できない状況にあります。

このような厳しい財政状況の中にあっても、にかほ市総合発展計画によるまちづくりと人口減少社会への対応など、新たな行政課題への取り組みを求められていることから、安定した財源の確保に努め、第2次行政改革の推進と健全な財政運営に努めることが必要であろうと思われまます。

最後に、地方公共団体の果たすべき役割が今後拡大していくことが見込まれる中で、事務の適法性、効率性、有効性等をこれまで以上に確保するためには、リスクを予防し、抑制することが重要であります。その観点から、定期監査においても重視してきた職員の意識改革、法令遵守の徹底、情報の共有、内部統制体制の確立が不可欠であろうと思われまます。今後とも、にかほ市が「住みたいまち」へ成長するために、市民と行政が知恵を出し合い、協働によるまちづくりの実現に向けて努力されることを希望しております。

次に、41ページを開いてください。

平成25年度基金運用状況及び審査意見。

審査の対象は、平成25年度にかほ市奨学資金貸付基金外四つの基金です。

審査の期間は、平成26年7月3日から8月11日まで。

審査の方法は、各基金の運用状況報告書の計数を預金証書、諸帳簿等により確認するとともに、関係職員の説明をいただいて、設置目的に従い、確実かつ効率的に運用されているかについて審査をいたしました。

審査の結果。

各基金とも設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されており、計数は預金証書及び関係諸帳簿等と符合し、正確であると認められました。

次に、公営企業の資料の方をお願いいたします。

次のページを開いてください。

平成25年度公営企業会計決算の審査意見について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、平成25年度にかほ市ガス事業会計決算、同水道事業会計決算並びにその関係書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出いたします。

1ページを開いてください。

平成25年度公営企業会計決算審査意見。

審査の対象は、平成25年度にかほ市ガス事業会計決算及び水道事業会計決算です。

審査の期間は、平成26年7月3日から8月11日まで。

審査の方法は、審査に当たっては、各事業会計決算書等が関係法令に準拠して作成されているか、そして、当事業の経営成績及び財務状況を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合など必要と認める審査を行いました。

また、関係書類、帳簿について、関係職員から説明をいただいて、地方公営企業経営の基本原則である経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として審査を行いました。

審査の結果及び意見。

審査に付された各事業会計の決算書、財務諸表及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿並びに証書類と符合し、正確であると認めました。

また、各事業の経営状況及び当年度末の財政状況を適正に表示していると認めました。

地方公営企業会計制度の改正により、平成26年度予算から新会計基準が適用されていることから、各会計においては円滑な移行が図られるよう頑張っていたいただきたいというふうに思っております。

8ページを開いてください。

6、むすび。

ガス事業の経営成績は、平成24年度は料金改定により440万4,000円、平成25年度は158万1,000円と、2年連続の黒字決算となっております。

しかし、販売量は総じて減少傾向にあり、さらに主原料であるLNG価格が、電力事情や為替の変動等により高値での推移が続いており、収支に大きく影響しております。

今後も大きな需要の増加は見込めないことから、ガス供給区域内での新規開拓と現有顧客の確保への取り組みを重点施策とされつつ、さらなる経費の効率的配分に努められてやられるよう希望しております。

次に、25ページを開いてください。

6、むすび。

水道事業の経営状況は、前年度は営業利益が3,132万5,000円の黒字、経営外収支が3,351万7,000円のマイナスでしたが、経常利益では219万2,000円の赤字となっております。

これに対して当年度は、工業用給水量の大幅な減少により、給水収益が大きく減少となり、営業利益が577万円の赤字、営業外収支でも3,245万3,000円のマイナスとなっており、経常利益が3,822万3,000円と大幅な赤字となっております。

地域の企業動向を見ても、需要回復は非常に厳しい状況となっておりますが、さらなる経費の削減をはじめ、運営の効率化に最善の努力をされるよう求めるものであります。

なお、工業用給水量の動向を見ると、平成24年10月頃から給水量が大きく減少しており、平成25年度においても引き続き低いまま推移をしております。

収益についての補正予算は置かれておりませんでした。

公営企業会計の予算においては、比較的弾力性を持つてはいると思いますが、可能な限りの確な

見積り、予想を行って、適正な予算管理に努められるようお願いしたいと思います。

なお、これはガス事業局のみならず行政全体として情報を共有しながら行われるよう希望しております。以上であります。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第89号の歳入及び歳出について、財務部に関することは財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） それでは、議案第89号平成26年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）の財務部関係の主な補正内容につきまして補足説明をいたします。

初めに、補正予算書の7ページをご覧ください。

第2表の地方債補正についてであります。今補正予算における事業の追加及び変更に伴う起債額の補正でございます。

初めに、上段の追加の表の老人福祉施設整備事業160万円の追加については、合併特例債の活用を予定しており、にかほ老人憩の家午ノ浜温泉の建物や機械設備などの改修工事を来年度実施するための実施設計委託料170万円の起債充当率95%を見込んだものであります。

次に、その下の学校施設天井落下防止対策事業350万円の追加については、市内小・中学校6校の体育館、武道場などの吊り天井の落下防止対策工事を来年度に実施するための実施設計委託料で、全国防災事業債の活用を予定しており、事業費の100%が起債対応で、後年度、元利償還金の80%が交付税措置されるものであります。

次に、下段の変更の表の災害時避難路等整備事業2,330万円から3,470万円の増額変更については、象潟地区及び金浦地区の避難路の工事箇所等の追加によるものであります。

次に、その下の臨時財政対策債の5億5,000万円から5億7,857万5,000円の増額変更については、普通交付税の確定に伴い、臨時財政対策債の発行可能額も確定したため、当初予算で計上済みの差額分を増額するものであります。

続いて、歳入の補正内容につきまして御説明いたします。

補正予算書の10ページ、上段をご覧ください。

1款1項2目1節法人市民税の現年課税分1億3,095万1,000円の減額については、当初予算ではTDK株式会社及びTDK-EPC株式会社に平成26年度の法人市民税の見通しを聴取し、2社合わせて約1億8,200万円の法人市民税の法人税割額を見込んでおりました。しかし、平成26年3月決算確定により、TDKグループの会計処理の関係上、2社の今年度の歳入となる法人税割額は、TDK-EPC株式会社分の約2,000万円しか見込まれないことから、約1億6,200万円の減額となりますが、その他の法人分が当初予算より約3,100万円の増額が見込まれることから、その差額分を減額するものであります。

次に、その下段の9款1項1目1節地方特例交付金203万6,000円の減額については、交付金の確定による減額補正であります。個人の所得が減少したことにより住宅ローン控除額が減少し、当初見込み額より交付額が減少したことによるものであります。

次に、その下段の10款1項1目1節普通交付税3億1,717万8,000円の増額については、本年度の交付額が52億1,717万8,000円に確定したことから、当初予算で計上済みの49億円との差額を追加計上するものであります。

次に、12ページの下段をご覧ください。

16款2項1目1節不動産売払収入の土地売払収入238万9,000円については、飛字内平及び餅田地内などの原野及び公衆用道路など、合わせて3,318平方メートルの市有地をミサキ化学工業株式会社へ工場造成用地として239万401円で売却したものであります。

次に、その下の5節の金浦地区入会地売払収入759万円については、飛字内平地内の飛入会地の原野9,489平方メートルを、同じくミサキ化学工業株式会社へ工場造成用地として759万1,200円で売却したものであります。

次に、13ページの上段をご覧ください。

18款2項1目1節財政調整基金繰入金1億8,420万円の増額については、本補正予算における歳入歳出予算の調整を行ったものでありまして、補正後の財政調整基金の残高は22億915万円となるものであります。

次に、その下段の19款1項1目1節繰越金5,022万7,000円の増額については、前年度の決算が確定したことにより、今年度の補正予算第1号及び第2号で計上済み分を差し引いた残額を計上したものであります。

次に、同じく13ページの下段をご覧ください。

21款市債については、初めに、第2表地方債補正において御説明したとおり、事業費の追加及び変更に伴う補正でありまして、1目1節社会福祉債で160万円、5目1節消防債で1,140万円、6目1節公立学校整備事業債で350万円、7目1節臨時財政対策債で2,857万5,000円、それぞれ増額となるものであります。

なお、今回の補正額4,507万5,000円の増額により、補正後の市債借入見込み額は、平成25年度からの繰越分8,260万円を含めまして14億6,787万5,000円となる見込みでございます。

続いて、歳出の補正内容につきまして御説明いたします。

今回は年度当初の人事異動に伴う人件費に係る調整を行っておりますが、説明は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書の15ページの上段やや下をご覧ください。

2款1項7目19節金浦地区入会地財産運営費の入会地交付金683万3,000円の増額については、歳入で御説明いたしましたが、飛入会地の売却代金759万1,200円の飛自治会への交付金として運用割合の9割分683万2,080円を計上したものであります。

次に、同じく15ページの下段やや上の12目13節情報管理費の委託料170万円の増額については、平成28年1月から実施予定の社会保障・税番号制度導入に伴い、市の基幹系システムに新たに総合宛名システムを導入するための委託料を計上したものであります。

次に、16ページの中段をご覧ください。

2款2項1目13節税務総務費の委託料370万円の増額については、情報管理費の委託料と同様に、社会保障・税番号制度導入に伴い税務システムを改修するための委託料を計上したものであります。

最後に41ページをご覧ください。

12款1項1目23節公債費、元金の秋田しんせい農協分の3億6,752万1,000円の増額については、市債

借入残高の軽減を図るため、任意の繰上償還分として追加計上したものであります。これにより、今年度の任意繰上償還額は、当初計上額3億3,851万9,000円と合わせまして7億604万円となるものであります。

なお、今補正予算の市債の借り入れ及び繰上償還を加味した今年度末の市債残高見込み額は、平成25年度末の約189億1,400万円から約7億900万円減少し、約182億500万円となる見込みであります。

以上で財務部関係の補足説明といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、総務部関係について補足説明をいたします。

初めに、歳入の主なものについて申し上げます。

11ページをお開きください。中段になります。

14款2項1目総務費国庫補助金のがんばる地域交付金3,595万5,000円でありますけれども、市長が申し上げたとおり、地方における経済対策、地域活性化を目的に創設されたものでありますけれども、具体的には市道や排水路整備などの地区要望、院内小学校の改修などに充当することとして最終予算を計上しております。

その下の6目消防費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、水沢自治会及び象潟地区の浜畑自治会集会所の耐震補強工事に係る補助金として計上しております。

次に、歳出の主なものについて補足説明をいたします。

15ページをお開きください。

2款1項9目企画費の中の定住奨励金53万8,000円でありますけれども、平成25年、昨年であります。8月1日付で本市に宮城県から異動して定住を目的に住民登録を行ってから1年が経過したことから、定住奨励金40万円、これに新築住宅取得に伴う固定資産税相当分を3年間助成することになりますので、その当該年分約13万8,000円、これを宅地住宅取得奨励金として交付するものであります。該当者でありますけれども、金浦地内に住宅を有し、御夫婦に小学生の子供1人の3人世帯であります。

飛びますが、34ページをお開きください。

9款1項5目の災害対策費の中の15節避難路等整備工事1,090万円、避難路として整備予定している象潟地内の通称曲師小路線の拡幅に伴い、雨水排水管を移設する必要があることから増額補正するものでございます。また、22節の補償金200万円は、同様に曲師小路線に埋設されているガス管及び水道管の移設に伴うものでございます。

19節の集会施設耐震改修補助金900万円でありますけれども、先ほど歳入で申し上げたとおり、水沢、浜畑集会所の耐震改修の補助金となります。以上であります。

●議長（菊地衛君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 市民福祉部関係の主なものにつきまして補足説明をいたします。

初めに、歳入です。

11ページをお開きください。中段になります。

14款2項1目1節総務費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金のうち、住基システム

分といたしまして720万円を減額計上しております。これは当初予算では平成26年度の事業として計上してはいたしましたが、その後、国の方から平成26年度・平成27年度の2ヵ年事業として示されたことから、それにあわせて減額するものでございます。なお、歳出にも同額を減額計上しております。

14款3項2目2節の国民年金事務費交付金199万5,000円につきましては、来年10月からの年金生活者支援給付金に係るシステム改修費に対する交付金でございます。補助率は100%となっております。歳出にも同額を計上しております。

15款2項2目1節の小規模介護施設等緊急整備費補助金90万円でございますが、これはJ A秋田しんせい農業協同組合が行います小規模多機能型居宅介護事業所の整備費に対する補助金でございます。最近の資材高騰を考慮して追加交付されるものでございます。これにつきましても歳出に同額を計上しております。

続いて、歳出でございます。

16ページをお開きください。

一番下の2款3項1目戸籍住民基本台帳費委託料720万円の減額につきましては、今、歳入で説明したとおりでございます。

19ページをお開きください。

3款1項3目障害者福祉費23節償還金利子及び割引料につきましては、いずれも前年度分の額の確定による返還金でございます。

その下、5目介護保険事業費19節の小規模介護施設整備事業補助金につきましては、歳入で説明しましたJ A秋田しんせい農業協同組合への追加補助金でございます。

続きまして、20ページをお開きください。

3款1項7目福祉施設管理費13節の午ノ浜温泉改修工事設計委託料170万円は、老朽による機械設備の故障が多く、再三の休館により利用者の皆様に不便をお掛けしておることから、機械設備の更新及び建物の一部改修に向け、設計委託料を計上するものでございます。

その下、3款2項1目児童福祉費総務費の11節需用費から18節備品購入費についてでございます。来年4月から学童保育クラブの対象学年が今の3年生までから6年生まで拡大されます。これによる本市の利用見込みでは、今、市内に七つクラブがあるわけですけれども、そのうち金浦学童保育クラブと象潟学童保育クラブでは、1人当たりの基準面積の確保が難しくなる状況であることから、来年4月からはそれぞれの場所を小学校体育館のミーティングルームに移しまして実施したいと考えております。今回の補正は、その移転及び利用児童数増に伴い必要となる内装や備品等の整備に係る経費を計上しております。

次のページです。

中ほどの3款3項2目扶助費23節の生活保護費国庫負担金返還金927万2,000円は、前年度分の額の確定による返還金でございます。

それから、その下、3款4項1目国民年金事務費の——次のページになります。上から二つ目、13節の年金生活者支援給付金対応基幹システム改修委託料は、歳入で説明したとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

4款1項2目母子保健事業費13節の乳幼児等予防接種委託料577万6,000円は、市政報告にもありましたが、10月1日から水ぼうそうワクチン予防接種が定期接種となることに伴いまして、1歳から2歳が190人、経過措置分の3歳から4歳が180人、合わせまして370人分の接種委託料を計上しております。

その下、3目成人保健事業費13節の高齢者肺炎球菌予防接種委託料105万円は、同じように10月1日から定期接種となることに伴う増額でございまして、65歳から5歳刻みの年齢にある方の約2割に当たります350人分の接種委託料を計上しております。

5目保健センター管理費15節のスマイル車庫棟改修工事250万円は、外壁落下等老朽に伴います外壁張り替え塗装並びに屋根塗装工事費でございまして。

24ページをお開きください。

中段の4款3項1目水道整備費28節の上水道事業会計繰出金66万円の減額につきましては、職員の児童手当分でございます。その下、簡易水道特別会計繰出金179万4,000円の減額については、同会計の前年度繰越金の確定によるものでございます。

市民福祉部関係は以上でございます。

●議長（菊地衛君） 所用のため、午後2時25分まで休憩といたします。

午後2時12分 休 憩

午後2時24分 再 開

●議長（菊地衛君） 会議を再開いたします。

次に、農林水産建設部に関することは農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） それでは、農林水産建設部の主なものについて説明いたします。

12ページをお開きください。

歳入です。

上段の15款2項4目1節農業費補助金349万4,000円のうち、未来にアタック農業夢プラン応援事業補助金59万5,000円は、新規に地域オリジナルチャレンジプラン事業として、いちじくの選果機の導入や、いちじくの実証圃の雨よけハウスの費用に対する補助金で、補助率は12分の4となっております。

その下の新規就農業者経営開始支援事業補助金138万1,000円は、繁殖用雌牛導入や柵井工事、ネギ栽培に係る残渣コンベア等の購入費に対する補助金で、補助率は3分の1となっております。

次に、中山間地域等直接支払推進交付金61万1,000円は、大森地区の勾配測量と事務費に対する補助金で、補助率は2分の1となっております。

次に、農業法人確保育成事業補助金50万円は、新規の県事業でありまして、設立間もない農業法人、今回は農事組合法人長岡美土里の複合化などの活動経費に対する補助金です。歳出にも同額を計上しております。

中段になります。

3項6目2節道路橋梁費委託金699万9,000円は、県道9路線、延長18.2キロメートルを除雪する委託

金であります。

13ページをご覧ください。中段になります。

20款5項6目1節雑入の中の農地中間管理事業等推進事業業務委託費110万2,000円は、農地中間管理機構の業務委託費に当たります。

25ページをお開きください。

歳出です。

上段の6款1項2目農業総務費11節需用費の修繕料80万円は、大竹多目的集会施設ふくじゅ館の玄関のタイル修繕やスロープの取り付け、象潟構造改善センターの北口出入り口のドアの修繕費であります。

その下の3目農業振興費9節の普通旅費から14節使用料及び賃借料までは、農地中間管理機構の事務費であります。

次に、19節負担金補助及び交付金315万3,000円のうち、未来にアタック農業夢プラン応援事業補助金89万3,000円は、いちじく産地化支援事業を県の地域オリジナルチャレンジプラン事業へ組み替えるもので、内容につきましては歳入で説明したとおりであります。補助率は県3分の1、市12分の2、合わせまして12分の6をにかほ市いちじく振興会へ補助するものであります。

その下の新規就農者経営開始支援事業補助金207万円の内容につきましては、歳入で説明したとおりであります。補助率は、県で3分の1、嵩上げ分として市12分の2を計上しております。

26ページをお開きください。

中段の4目水田利活用推進費19節負担金補助及び交付金57万円のモミガラ補助暗渠推進事業補助金は、新たに水沢地区など4地区、約3ヘクタールを行うものであります。

6目農村整備総務費19節負担金補助及び交付金766万4,000円のうち、多面的機能支払負担金716万6,000円は、国の単価変更増によるものであります。

その下の28節繰出金676万2,000円の減額は、平成25年度の農業集落排水事業の繰越金の確定によるものです。

7目の中山間地域振興費13節委託料110万円は、新たに大森地区約47ヘクタールの農地を測量するためのものであります。

27ページをご覧ください。

中段の2目林業振興費22節補償補填及び賠償金67万2,000円は、太郎ヶ台林道開設工事に係る補償費で、橋台部分の立木補償が予想より多くなったことによるものであります。下段の3項2目水産振興費19節負担金補助及び交付金123万2,000円の漁業経営体経営発展支援事業費補助金は、漁船に海水を冷却する装置を設置するもので、対象魚類は主にエビとなっております。県で3分の1を補助していることから、市でも協調助成として3分の1を補助するものであります。

31ページをお開きください。中段になります。

8款2項2目道路橋梁維持費15節工事請負費1,500万円は、地区要望や道路照明灯、舗装等の工事費であります。

4目排水路維持改良費15節工事請負費700万円は、地区要望等の工事費であります。

その下の5目除雪費は、車道837路線、延長320キロメートルを、そして、歩道41路線、32キロメートルを除雪するものであります。主な補正は、11節需用費3,628万円は、凍結防止剤購入等の消耗品800万円、燃料費1,100万円、次の32ページの修繕料1,500万円などがあります。

13節委託料5,500万円は、業者へ除雪するための委託費用であります。

14節使用料及び賃借料2,200万円は、除雪機械のリース料に当たります。

中段の3項1目河川維持改良費15節工事請負費200万円は、仁賀保の小国地内にあります中野川の洲ざらいを行う費用であります。

下段の4項1目都市計画総務費28節繰出金297万円の減額は、平成25年度の下水道事業の繰越金の確定によるものです。以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） それでは、商工観光部関係につきまして補足説明をいたします。

28ページをお願いします。

歳出7款1項2目商工振興費になります。9節旅費59万円の増額は、にかほコールセンターの給与遅配、事業譲渡等への対応のため、状況が重なりまして、この超過分を予算計上したものでございます。

次に、14節使用料及び賃借料15節工事請負費、17節公有財産購入費の減額補正は、秋田オイルシール誘致に関連する補正でございます。6月に予算を補正計上しましたむつみ工業第1工場の取得と整備に伴う関連予算につきましては、秋田オイルシールが第1工場での操業を断念したことから、計画変更に伴う関連予算を再度精査をいたしまして、予算の増減を調整した結果、今回減額補正することとなったものでございます。各節ごとには14節使用料及び賃借料32万2,000円の減額は、買い取りしなくなった第1工場敷地に係る賃借料の減少により、減額を行うものでございます。

15節工事請負費1,100万円の減額は、金浦臨海新産業支援センターの整備に係る工事費であります。変更内容は、国道から同センターへの乗り入れ口拡幅、通路造成工事に係る工事費1,100万円を増額し、一方、買い取りをしない第1工場の空調、給排水設備撤去工事2,200万円を減額しまして、この差し引き1,100万円を減額補正するものであります。

お配りの資料「金浦臨海新産業支援センター乗入口・通路造成工事 関係資料」をお願いいたします。

資料の1ページをご覧ください。

こちらは図面の下が国道となります。今回の国道からの乗入口の拡幅と工場敷地内通路を粗造成する整備工事箇所を青線で示した図面であります。

第1工場の活用を断念したことによりまして、第1工場側の敷地が利用できず、第2工場南側の出入り口がメインとなった上に1ヵ所のみとなります。このため、付属工場まで乗り入れる資機材の搬入路と工場付帯設備の増設場所を確保する必要から、工事範囲が広がっております。これについては、資料の2ページをご覧ください。図面左側、色付けをしてある部分になります。当初、第2工場南側のみ掘削し、通路造成する予定でありましたが、製造工程のレイアウト変更により、付帯設備である液体窒素タンクを付帯工場南側に隣接して設置する必要が生まれ、それに伴い大型車両の乗り入

れもあることから、付属工場南側まで掘削範囲が広がっております。

また、国道からの乗り入れ拡幅工事につきましては、大型車両の搬入・搬出が頻繁となることから、国道交通省からの提案により、安全な旋回を考慮し、10メートルに拡幅することになっております。

資料の5ページをご覧ください。

秋田オイルシールは第2工場南側を工場造成予定地として新工場の増設を検討しております。現在、増設準備としまして、自社の費用で2人の地権者から敷地を購入し、造成工事のための準備を開始しております。

それでは、予算書28ページに戻ります。

17節公有財産購入費3,264万4,000円の減額は、むつみ工業の第1工場と、その敷地用地1筆の取得を取り止めたために減額するものでございます。

19節負担金補助及び交付金3,474万9,000円の減額であります。この内訳といたしまして、コールセンター等企業立地促進事業補助金3,874万9,000円の減額は、にかほコールセンター分として当初予算措置しておりました3,875万円の減額と、プレステージインターナショナルへの新たな支援策として補助金の存置分1,000円を計上し、その差し引きとなります。緊急雇用促進助成金400万円の増額は、当初50人分の予算を措置し、市内在住の新卒者や離職者の早期雇用を促進してまいりましたが、これまで16社で50人の離職者を雇用し、当初見込まれました予算を超過しておりますので、今回、今後の申請を見込み、20人分を追加するものでございます。

次に、観光関係になります。

29ページをご覧ください。

7款2項1目観光総務費19節負担金補助及び交付金の補助金100万円の増額であります。これは、にかほ市観光施設設置奨励に関する条例に基づく交付金で、観光施設の設置者に対し、用地賃借料に対する交付金の上限100万円を予算措置するものでございます。

続きまして、2目観光施設費であります。ほとんどの項目が、中山スキー場開設に伴う管理運営経費を計上しておりますが、スキー場関連以外の予算といたしましては、11節修繕費150万円に鶴泉荘の源泉ポンプ、浴槽排煙窓、ボイラー等の修繕費として約74万円、稲倉山荘の雑用水加圧ポンプ修繕費として約38万円を計上しております。

また、15節の工事請負費77万円には、象潟道の駅ねむの丘敷地南側にある、のり面保護工事を計上してございます。

続いて、30ページをご覧ください。

7款3項2目公園管理費13節委託料には、象潟海水浴場の飛砂、それから海藻等除去委託料として50万円、元滝駐車場のトイレ不足を解消するための女子トイレ2基を増設する工事の設計委託料として30万円を計上しております。15節工事請負費には、この工事代として270万円を計上しております。

元滝公衆トイレ改修工事につきましては、設計委託料、工事代ともに、がんばる地域交付金の活用を予定しております。以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長（伊東善輝君） 消防関係について御説明いたします。

33ページをお開きください。一番下の段です。

9款1項1目9節旅費11万4,000円は、7月9日に宮城県で行われました消防職員、第43回東北地区支部消防救助技術指導会水上の部溺者救助で優勝いたしまして、千葉県で行われます全国大会に出場する旅費です。

次のページをお開きください。

11節需用費76万円は、消防ポンプ車及び救急車等の修繕料です。

3目11節需用費55万円は、冷温水ポンプ漏水修繕と受水槽給水管凍結防止フィルターの修繕料です。以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（齋藤榮八君） 教育委員会関係について補足説明いたします。

歳入関係は特にございませぬ。

歳出でございませぬが、35ページをお開き願います。

10款2項小学校費1目学校管理費3目の学校給食費、それから36ページの3項中学校費1目学校管理費3目の学校給食費にそれぞれ計上されております7節賃金は、正職員の校務員の退職による臨時職員の採用、それから、正職員の給食調理員の学校間の4月異動に伴う臨時職員の減などの調整による増額、または減額の補正でございませぬ。

35ページに戻りまして、2項小学校費1目学校管理費13節委託料224万4,000円は、教育長が教育行政報告で述べておりますが、東日本大震災において体育館などの吊り天井が脱落する事故が多数発生したため、建築基準法施行令の改正により脱落対策基準を定めております。文部科学省では、これを受けまして平成27年度まで工事を完了するよう通達されております。

この基準に該当します平沢小学校のランチルーム、金浦小学校の体育館、上浜小学校の体育館の3施設の吊り天井対策実施設計委託料でございませぬ。

15節施設整備工事費620万円の工事請負費でございませぬが、院内小学校教室棟の校舎の改修工事費として450万円、それから、同じく院内小学校放送用デスクランプ更新工事100万円、それから、象潟小学校体育館用放送設備更新工事70万円です。

次に、36ページをお開き願います。

3項中学校費1目学校管理費13節委託料126万3,000円は、小学校管理費でも説明しましたが、吊り天井対策実施設計委託料でございませぬが、仁賀保中学校のランチルーム、金浦中学校の武道場、象潟中学校の武道場の3施設でございませぬ。これの実実施設計委託料でございませぬ。

15節施設整備工事85万円の工事請負費は、金浦中学校のガスメーター周りの配管入替工事です。

38ページをお開き願います。

9目フェライト子ども科学館管理費でございませぬ。15節工事請負費300万円は、展示室にありますファンタジーシアターのプロジェクターの部品製造中止などに伴う更新等の改修工事です。以上でございませぬ。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） 補正予算の説明で一部訂正をしたいと思います。

30ページの説明で、13節委託料、それから15節工事請負費、この財源といたしまして「地域の元
気臨時交付金」というふうな説明をいたしました。が、「がんばる地域交付金」の間違いでございま
すので、訂正をお願いします。以上です。（該当箇所訂正済み）

●議長（菊地衛君） 次に、議案第90号から議案第92号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） それでは、議案第90号について補足説明いたします。

6ページをお開きください。

歳入でございます。

4款2項1目1節財政調整交付金22万6,000円は、来年1月から高額療養費の限度額区分変更に伴うシ
ステム改修費用への交付金でございます。補助率は100%となっております。なお、支出にも同シ
ステム改修費を計上しております。

続きまして、議案第91号について補足説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入です。

4款2項1目1節財政調整基金繰入金320万1,000円の減額によりまして、同基金の残高は9,894万2,0
00円となる見込みでございます。

続きまして、議案第92号について補足説明をいたします。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

2款1項1目簡易水道事業費15節の釜ヶ台簡易水道上坂地区本管入替工事でございますが、県が行い
ます流雪溝工事区間において、支障となる水道管200メートルの布設替えを県が同工事の付帯工事と
して行うことに伴い、それに接続する上流と下流の老朽管、約300メートルの本管を入れ替え、水道
水の安定供給を図るものでございます。以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第93号及び議案第94号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤正君） それでは、議案第93号について補足説明いたします。

6ページをお開きください。

歳入です。

上段の4款1項1目1節一般会計繰入金297万円の減額は、前年度の繰越金の確定等によるものであり
ます。

次に、歳出です。

7ページをご覧ください。

下段の2款1項1目13節委託料700万円の増額は、人口減の社会を見据え、公共下水道事業や農業集
落排水事業等の生活排水整備構想策定業務を行うもので、15節工事請負費700万円を減額し、振り替
えするものであります。

次に、議案第94号について説明いたします。

6ページをお開きください。

上段の5項1目1節一般会計繰入金676万2,000円の減額は、前年度の繰越金の確定等によるものであります。

次に、歳出です。

7ページをご覧ください。

上段の1款1項1目総務管理費15節工事請負費130万円の増額は、大竹地区処理場の非常用エンジンポンプの工事費に当たります。以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第95号及び議案第96号について、ガス水道局長。

●ガス水道局長（高橋元君） 議案第95号及び議案第96号につきましては、人事異動に伴う人件費の調整ですので、特に補足することはありません。以上です。

●議長（菊地衛君） 次に、報告第6号について、財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） それでは、追加議案の報告第6号健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、補足説明をいたします。

この報告は、平成25年度の本市の財政状況について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものでありますが、県市町村課において数値を確認し、確定後に議会に報告することとしているため、追加の報告となったものでございます。

それでは、追加議案の2ページをご覧ください。

上段の1、健全化判断比率の表の実質赤字比率については、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を加えた普通会計での赤字比率であり、実質収支が黒字でありますので数値の記載はございません。

次に、その下の連結実質赤字比率については、普通会計にその他全ての会計を含めた連結ベースでの赤字比率となりますが、こちらも実質収支が黒字でありますので数値の記載はございません。

次に、その下の実質公債費比率については、普通会計にその他全ての会計及び一部事務組合などの会計を含めた連結ベースでの公債費、地方債元利償還金や一時借入金利子などの合算額の財政負担を見るための比率であります。この数値が18%以上になりますと起債に許可が必要となり、25%以上になりますと財政健全化のための計画の策定が必要となり、さらに単独事業などの起債が制限されるものであります。平成25年度は10.8%となりまして、前年度の12.4%と比較して……

【「議長」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午後2時54分 休 憩

午後3時04分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開をいたします。

報告第6号について資料の手違いがございましたので、財務部長より最初から説明を求めます。

●財務部長（佐藤正春君） それでは、追加議案の報告第6号健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、補足説明をいたします。

この報告は、平成25年度の本市の財政状況について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものであります。

それでは、追加議案の2ページをご覧ください。

上段の1、健全化判断比率の表の実質赤字比率及び、その下の連結実質赤字比率については、どちらも実質収支が黒字でありますので数値の記載はございません。

次に、その下の実質公債費比率については、普通会計にその他全ての会計及び一部事務組合などの会計を含めた連結ベースでの公債費、地方債元利償還金や一時借入金利息等の合算額の財政負担を見るための比率であります。この数値が18%以上になりますと起債に許可が必要となります。平成25年度は10.8%となりまして、前年度の12.4%と比較して1.6ポイント低下しております。

次に、その下の将来負担比率については、普通会計にその他全ての会計及び一部事務組合などの会計、さらには第三セクターのにかほ市観光開発株式会社のはまなす及びねむの丘を含めた連結ベースでの実質的な負債、借入残高などの将来にわたる財政負担を見るためのものであります。平成25年度は104.7%となりまして、前年度の118.6%と比較して13.9ポイント低下しております。これらの数値が改善している主な要因としては、継続して実施してきております市債の繰上償還によるものと考えております。

続きまして、下段の2、資金不足比率の表については、公営企業の経営状況の判断指標であります。いずれの会計も資金不足は発生しておりませんので数値の記載はございません。

平成25年度におきましても、いずれの比率、指標も、国の示している基準以下となっており、引き続き改善してきておりますので、本市財政は健全な財政状況を保っているものと考えております。

なお、それぞれの用語の解説については、資料を配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

●議長（菊地衛君） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第68号から議案第72号までの5件の議案について、質疑、討論、採決を行います。

なお、この5件の議案は人事案件ですので、申し合わせにより討論を省略します。

初めに、議案第68号及び議案第69号教育委員会委員の任命についての2件についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第68号及び議案第69号の質疑を終わります。

これから議案第68号教育委員会委員の任命についての採決を行います。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

【議場閉鎖】

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は、議長を除き 18 人です。

立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に、14 番鈴木敏男議員、

15 番佐々木春男議員、16 番宮崎信一議員を指名します。

投票用紙を配付します。

【投票用紙配付】

●議長（菊地衛君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 73 条第 2 項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

●議長（菊地衛君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

●議長（菊地衛君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから、開票を行います。14 番鈴木敏男議員、15 番佐々木春男議員、16 番宮崎信一議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

【立会人鈴木敏男君、佐々木春男君、宮崎信一君、立ち会いの上、開票】

●議長（菊地衛君） 投票の結果を報告します。

投票総数 18 票、有効投票 18 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成 15 票、反対 3 票。以上のおり賛成が多数です。したがって、議案第 68 号教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

【議場開鎖】

●議長（菊地衛君） 次に、議案第 69 号教育委員会委員の任命についての採決を行います。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

【議場閉鎖】

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は、議長を除き 18 人です。

立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に、17 番加藤照美議員、18 番佐藤元議員、19 番佐藤文昭議員を指名します。

投票用紙を配付します。

【投票用紙配付】

●議長（菊地衛君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

●議長（菊地衛君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

●議長（菊地衛君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから、開票を行います。17番加藤照美議員、18番佐藤元議員、19番佐藤文昭議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

【立会人加藤照美君、佐藤元君、佐藤文昭君、立ち会いの上、開票】

●議長（菊地衛君） 投票の結果を報告します。

投票総数18票、有効投票18票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、賛成18票、反対ゼロ。以上のとおり、議案第69号教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

【議場開鎖】

●議長（菊地衛君） 次に、議案第70号から議案第72号までの固定資産評価審査委員会委員の任命についての3件についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第70号から議案第72号までの質疑を終わります。

これから議案第70号固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第70号固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

次に、議案第71号固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第71号固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

次に、議案第72号固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第72号固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

日程第37、議提第10号事務検査に関する決議についてを議題とします。

提出者6番伊藤知議員の説明を求めます。6番伊藤知議員。

【6番（伊藤知君）登壇】

●6番（伊藤知君） 議提第10号事務検査に関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年8月26日 にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員伊藤知。賛成者、にかほ市議会議員佐々木雄太、同じく小川正文、同じく伊東温子、同じく佐藤元、同じく佐々木春男、同じく市川雄次。

事務検査に関する決議

地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

1. 検査の事項 平成25年にかほ市一般会計歳入歳出決算に関する事項

2. 検査方法 (1) 関係書類及び計算書の提出を求める。

(2) 検査は、各一般会計決算特別小委員会に所管事務を付託して行う。

3. 検査権限 地方自治法第98条第1項の権限を各一般会計決算特別小委員会に委任するという
こととございます。よろしくお願ひ申し上げます。

●議長（菊地衛君） これから議提第10号事務検査に関する決議についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第10号についての質疑を終わります。

次に、議提第10号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これから議提第10号について採決をします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議提第10号事務検査に関する決議については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後3時31分 散 会
